官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○電波法施行規則等の一部を改正する省令（総務二）　二
〔法規的告示〕
○農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件第一号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件（農林水産三九）　五
〔その他告示〕
○地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶以外を指定する等の件の一部を改正する件（総務五）　五
○地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶を指定する等の件の一部を改正する件（同六）　七
○地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件の一部を改正する件（同七）　三
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務一二～一八）　七
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同一九～二一）　三
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同二二～二四）　四
○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産四〇）　六
○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同四一）　一〇
○特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同四二）　一三
○特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同四三）　一四
〔官庁報告〕
国家試験
令和八年度弁理士試験公告（工業所有権審議会）　一五
令和八年度弁理士試験に係る委員等（同）　一六
〔公　告〕
諸事項
官庁
買収前の所有者等への売払い関係　一七
裁判所
破産、免責、再生関係　一九
特殊法人等
日本弁護士連合会裁決、独立行政法人都市再生機構関係　一九
地方公共団体
行旅死亡人関係　二三
会社その他
会社決算公告　二三

省　令

○総務省令第二号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の十九第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年一月十四日

総務大臣　林　芳正

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章～第三章　略］	［第一章～第三章　同上］
第四章　雑則	第四章　［同上］
［第一節～第二節の三　略］	［第一節～第二節の三　同上］
第二節の四　国の機関等による申請等の特例（第五十一条の九の二―第五十一条の九の三の二）	第二節の四　削除
［第二節の五～第四節　略］	［第二節の五～第四節　同上］
第五節　電子情報処理組織による手続（第五十三条―第五十六条）	第五節　電子情報処理組織による手続（第五十三条―第五十五条）
附則	附則
（定義等）	（定義等）
第二条　電波法に基づく命令の規定の解釈に関しては、別に規定するもののほか、次の定義に従うものとする。	**第二条**　［同上］
［一～十四　略］	［一～十四　同上］
十四の二　「書面等」とは、法第百二条の十九第一項に規定する書面等をいう。	十四の二　「書面等」とは、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第三条第五号に規定する書面等をいう。
十四の三　「申請等」とは、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第三条第八号に規定する申請等をいう。	十四の三　「申請等」とは、情報通信技術活用法第三条第八号に規定する申請等をいう。
［十四の四・十四の五　略］	［十四の四・十四の五　同上］
十四の六　「電子申請等」とは、法第百二条の十九第一項の規定により第五十一条の九の三に規定する電子情報処理組織を使用して行う法第百二条の十九第一項各号に掲げる手続又は情報通信技術活用法第六条第一項の規定により総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号、以下「情報通信技術活用法施行規則」という。）第三条に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請等をいう。	十四の六　「電子申請等」とは、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行う申請等をいう。
［十四の七～九十三　略］	［十四の七～九十三　同上］
［2　略］	［2　同上］

第二節の四　国の機関等による申請等の特例

（相当数の無線局を開設している者）

第五十一条の九の二　法第百二条の十九第一項の相当数の無線局を開設している者として総務省令で定めるものは、携帯電話事業者等（設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局であつて電気通信業務用基地局（法第六条第八項第二号に規定する電気通信業務用基地局をいう。以下この条において同じ。）の免許人又は設備規則第三条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものであつて電気通信業務用基地局の免許人をいう。）とする。

（申請等に係る電子情報処理組織）

第五十一条の九の三　法第百二条の十九第一項の総務省令で定める電子情報処理組織は、総務省の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて当該総務省の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による申請等）

第五十一条の九の三の二　法第百二条の十九第一項の規定により前条に規定する電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、情報通信技術活用法施行規則第四条、第六条及び第十三条第一項の規定の例により当該申請等を行うものとする。

（電子情報処理組織による手続）

第五十三条　法及びこれに基づく命令の規定による申請等を電子申請等により行う場合は、総務大臣が定める方法に従い行うものとする。

２　法及びこれに基づく命令の規定による申請等を電子申請等により行う場合は、総務大臣が定める方法に従い、当該申請等に対する処分通知等を電子交付等により受ける旨の表示をするものとする。

［３・４　略］

（電子申請等を委任する場合における委任状）

第五十五条　電子申請等により申請等（無線局の免許又は登録に係る申請等に限る。）を行おうとする者が国の機関又は法人である場合であつて、当該電子申請等を行おうとする者の委任を受けて当該電子申請等を行うときにおける当該電子申請等に係る委任状は、電子委任状の普及の促進に関する法律（平成二十九年法律第六十四号）第二条第一項に規定する電子委任状を使用するものとする。ただし、当該電子委任状に係る者が総務省の使用に係る電子計算機の故障その他その責めに帰することができない事由により、当該電子委任状を使用することができない場合は、この限りではない。

第五十六条　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第二節の四　削除

第五十一条の九の二及び第五十一条の九の三　削除

（電子情報処理組織による手続）

第五十三条　［同上］

２　法及びこれに基づく命令の規定による申請等に対する処分通知等を電子交付等により受けることを希望する者は、総務大臣が定める方法に従い、その旨を表示して電子申請等により行うものとする。

［３・４　同上］

［新設］

第五十五条　［同上］

（無線局免許手続規則の一部改正）

第二条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（電子情報処理組織による手続等） **第三十二条**　［略］ ２　この省令の規定による申請等を電子申請等により行う場合は、総務大臣が定める方法に従い、当該申請等に対する処分通知等を電子交付等により受ける旨の表示をするものとする。 ［３・４　略］	（電子情報処理組織による手続等） **第三十二条**　［同上］ ２　この省令の規定による申請等に対する処分通知等を電子交付等により受けることを希望する者は、総務大臣が定める方法に従い、その旨を表示して電子申請等により行うものとする。 ［３・４　同上］
（電子申請等を委任する場合における委任状） **第三十二条の二**　電子申請等により申請等（無線局の免許又は登録に係る申請等に限る。）を行おうとする者が国の機関又は法人である場合であつて、当該電子申請等を行おうとする者の委任を受けて当該電子申請等を行うときにおける当該電子申請に係る委任状は、電子委任状の普及の促進に関する法律（平成二十九年法律第六十四号）第二条第一項に規定する電子委任状を使用するものとする。ただし、当該電子委任状に係る者が総務省の使用に係る電子計算機の故障その他その責めに帰することができない事由により、当該電子委任状を使用することができない場合は、この限りではない。	［新設］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（登録検査等事業者等規則の一部改正）

第三条　登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電子情報処理組織による手続等） **第二十四条**　［略］ ２　この省令の規定による申請等を電子申請等により行う場合は、総務大臣が定める方法に従い、当該申請等に対する処分通知等を電子交付等により受ける旨の表示をするものとする。 ［３　略］	（電子情報処理組織による手続等） **第二十四条**　［同上］ ２　この省令の規定による申請等に対する処分通知等を電子交付等により受けることを希望する者は、総務大臣が定める方法に従い、その旨を表示して電子申請等により行うものとする。 ［３　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

１　この省令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。ただし、第一条中電波法施行規則第五十三条第二項の改正規定及び第二条中無線局免許手続規則第三十二条第二項の改正規定並びに第三条の規定は、令和九年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　第一条の規定による改正後の電波法施行規則（以下この項において「新施行規則」という。）又は第二条の規定による改正後の無線局免許手続規則（以下この項において「新免許手続規則」という。）に規定する申請等を新施行規則第二条第一項第十四号の六に規定する電子申請等により行おうとする者が国の機関又は法人である場合であって、当該電子申請等を行おうとする者の委任を受けて当該電子申請等を行うときにおいて、当該委任に係る者が新施行規則第五十五条又は新免許手続規則第三十二条の二の規定に基づく電子委任状の普及の促進に関する法律（平成二十九年法律第六十四号）第二条第一項に規定する電子委任状を使用することが困難であるときは、この省令の施行の日から令和十八年三月三十一日までの間、新施行規則第五十五条及び新免許手続規則第三十二条の二の規定は適用しない。

法規的告示

○農林水産省告示第三十九号

令和元年農林水産省告示第四百八十号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件）第一号の規定に基づき、令和四年農林水産省告示第千六百五十号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件第一号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和八年一月十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後			改正前		
（略）			（略）		
別表			別表		
農薬の有効成分	農薬使用者暴露許容量	急性農薬使用者暴露許容量	農薬使用者暴露許容量	急性農薬使用者暴露許容量	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
S－（４－クロロベンジル）－*N*，*N*－ジエチルチオカーバメート（別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ）	0.01mg／kg体重／日	1mg／kg体重	（新設）	（新設）	
3，4－ジクロロ－2’－シアノ－1，2－チアゾール－5－カルボキサニリド（別名イソチアニル）	0.026mg／kg体重／日	—	（新設）	（新設）	
1－[(1*RS*)－1，2－ジメチルプロピル]－*N*－エチル－5－メチル－*N*－ピリダジン－4－イル－1*H*－ピラゾール－4－カルボキサミド（別名ジンプロピリダズ）	0.21mg／kg体重／日	1.2mg／kg体重	（新設）	（新設）	
（略）			（略）		

その他告示

○総務省告示第五号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九条第一項第一号の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第八号（地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶以外を指定する等の件）の一部を次のように改正する。

令和八年一月十四日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
一　道府県知事が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産	一　道府県知事が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産
1　次に掲げる者が所有する鉄道及び軌道に係る車両	1　次に掲げる者が所有する鉄道及び軌道に係る車両
所有者 / 価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事	所有者 / 価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事
［(　1)～(　19)　略］	［(　1)～(　19)　同左］
［削る］	(　20)　新京成電鉄株式会社 / 同
(　20)～(　43)　［略］	(　21)～(　44)　［同左］
(　44)　伊豆急行株式会社 / 同	(　45)　伊豆急行株式会社（伊豆急行線、伊東線のうち静岡県内の区間のみを走行するものに限る。） / 同
(　45)～(　57)　［略］	(　46)～(　58)　［同左］
［削る］	(　59)　泉北高速鉄道株式会社 / 同
(　58)～(　79)　［略］	(　60)～(　81)　［同左］
2　次に掲げる者が所有する索道に係る搬器	2　次に掲げる者が所有する索道に係る搬器
所有者 / 価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事	所有者 / 価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事
(　1)　磐梯リゾート開発株式会社（福島県内の二以上の市町村にわたって使用するものに限る。） / 福島県知事	［新設］
(　2)・(　3)　［略］	(　1)・(　2)　［同左］
［3　略］	［3　同左］
二　総務大臣が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産	二　総務大臣が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産
1　次に掲げる者が所有する鉄道及び軌道に係る車両	1　次に掲げる者が所有する鉄道及び軌道に係る車両
所有者	所有者
［(　1)～(　48)　略］	［(　1)～(　48)　同左］
［削る］	(　49)　伊豆急行株式会社（伊豆急行線、伊東線のうち静岡県内の区間のみを走行するものを除く。）
(　49)～(　59)　［略］	(　50)～(　60)　［同左］
2　次に掲げる登録記号の航空機	2　次に掲げる登録記号の航空機
登録記号	登録記号
［(　1)～(　52)　略］	［(　1)～(　52)　同左］
(　53)　ＪＡ０７ＷＪ	［新設］
(　54)～(　66)　［略］	(　53)～(　65)　［同左］
［削る］	(　66)　ＪＡ０９ＭＣ
［(　67)・(　68)　略］	［(　67)・(　68)　同左］
(　69)　ＪＡ０９ＷＪ	［新設］

(　70)～(　77)　［略］	(　69)～(　76)　［同左］
(　78)　ＪＡ１０ＷＪ	［新設］
(　79)～(　113)　［略］	(　77)～(　111)　［同左］
［削る］	(　112)　ＪＡ１３ＶＡ
(　114)～(　129)　［略］	(　113)～(　128)　［同左］
［削る］	(　129)　ＪＡ１４ＶＡ
［(　130)～(　137)　略］	［(　130)～(　137)　同左］
［削る］	(　138)　ＪＡ１５ＶＡ
(　138)～(　144)　［略］	(　139)～(　145)　［同左］
(　145)　ＪＡ１７ＸＪ	［新設］
［(　146)～(　185)　略］	［(　146)～(　185)　同左］
(　186)　ＪＡ２１９Ｐ	［新設］
(　187)　［略］	(　186)　［同左］
［削る］	(　187)　ＪＡ２１ＭＣ
［(　188)～(　197)　略］	［(　188)～(　197)　同左］
(　198)　ＪＡ２２７Ｐ	［新設］
(　199)　［略］	(　198)　［同左］
［削る］	(　199)　ＪＡ２２ＪＪ
［(　200)～(　225)　略］	［(　200)～(　225)　同左］
(　226)　ＪＡ３０ＭＣ	［新設］
(　227)～(　357)　［略］	(　226)～(　356)　［同左］
［削る］	(　357)　ＪＡ７３１Ｊ
［(　358)・(　359)　略］	［(　358)・(　359)　同左］
［削る］	(　360)　ＪＡ７３５Ｊ
(　360)～(　412)　［略］	(　361)～(　413)　［同左］
［削る］	(　414)　ＪＡ７５４Ａ
(　413)～(　632)　［略］	(　415)～(　634)　［同左］
(　633)　ＪＡ９８５Ａ	［新設］
(　634)　ＪＡ９８６Ａ	［新設］
(　635)　ＪＡ９９０Ａ	［新設］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

附　則

２１　この告示は、令和八年度分の固定資産税から適用する。

２２　この告示による改正後の平成二十四年総務省告示第八号第一号2(1)は令和六年度分の固定資産税から適用する。

○総務省告示第六号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九条第一項第一号の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第九号（地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶を指定する等の件）の一部を次のように改正する。

令和八年一月十四日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

一　道府県知事が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する船舶

次の船舶

船舶番号	船舶名	価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事
［(　1)～(　26)　略］		
(　27)　240―71977	しらさぎ２	同
(　28)～(　33)　［略］		
［削る］		
［(　34)～(　86)　略］		
(　87)　273―14423	まりんなっちゃん	同
(　88)～(　91)　［略］		
［削る］		
［(　92)～(　99)　略］		
［削る］		
(　100)・(　101)　［略］		
［削る］		
(　102)　［略］		
［削る］		
(　103)　136835	フェリーニューこしき	同
(　104)～(　114)　［略］		
(　115)　144928	ＴＡＩＹＯ	同
(　116)～(　131)　［略］		
［削る］		
(　132)～(　142)　［略］		
(　143)　144777	結　Ｌｉｎｅ　こしき	同
(　144)　293―25478	なんきゅう８号	同
［(　145)～(　154)　略］		
［削る］		
(　155)～(　168)　［略］		
［削る］		
(　169)～(　186)　［略］		
(　187)　144936	サミン	同

二　総務大臣が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する船舶

次の船舶

船舶番号	船舶名
［(　1)～(　8)　略］	
(　9)　273―14458	ししじま
(　10)～(　14)　［略］	
(　15)　292―45575	第八十八幸洋丸
(　16)　292―50848	第七十八幸洋丸

改正前

一　道府県知事が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する船舶

次の船舶

船舶番号	船舶名	価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事
［(　1)～(　26)　同左］		
［新設］		
(　27)～(　32)　［同左］		
(　33)　126532	第８わかあゆ	同
［(　34)～(　86)　同左］		
［新設］		
(　87)～(　90)　［同左］		
(　91)　293―16902	エラスムス	同
［(　92)～(　99)　同左］		
(　100)　130344	フェリーなみじ	同
(　101)・(　102)　［同左］		
(　103)　133750	フェリーかなた	同
(　104)　［同左］		
(　105)　136405	ニューたいよう	同
［新設］		
(　106)～(　116)　［同左］		
［新設］		
(　117)～(　132)　［同左］		
(　133)　136835	フェリーニューこしき	同
(　134)～(　144)　［同左］		
［新設］		
［新設］		
［(　145)～(　154)　同左］		
(　155)　48986	サザンクロス５号	同
(　156)～(　169)　［同左］		
(　170)　136467	タクマ２	同
(　171)～(　188)　［同左］		
［新設］		

二　総務大臣が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する船舶

次の船舶

船舶番号	船舶名
［(　1)～(　8)　同左］	
［新設］	
(　9)～(　13)　［同左］	
［新設］	
［新設］	

［削る］
［削る］
［削る］
［削る］
［削る］
（　17）～（　28）　［略］
［削る］
［削る］
（　29）・（　30）　［略］
［削る］
（　31）～（　38）　［略］
［削る］
［削る］
（　39）・（　40）　［略］
［削る］
（　41）　［略］
［削る］
（　42）～（　56）　［略］
［削る］
（　57）　［略］
［削る］
（　58）～（　65）　［略］
［削る］
（　66）・（　67）　［略］
［削る］
［削る］
（　68）～（　72）　［略］
［削る］
（　73）～（　75）　［略］
［削る］
（　76）～（　81）　［略］
［削る］
［削る］
（　82）～（　88）　［略］
［削る］
（　89）～（　96）　［略］
（　97）　133750　フェリーかなた
（　98）　133761　みかさ
（　99）～（　114）　［略］
［削る］
（　115）～（　118）　［略］

（　14）　67　第６７くまの号
（　15）　68　第６８くまの号
（　16）　69　第６９くまの号
（　17）　70　第７０くまの号
（　18）　75　第７５くまの号
（　19）～（　30）　［同左］
（　31）　7303　第二大徳丸
（　32）　7304　伊－６
（　33）・（　34）　［同左］
（　35）　13759　ししじま
（　36）～（　43）　［同左］
（　44）　124478　早来丸
（　45）　127257　銀河
（　46）・（　47）　［同左］
（　48）　128698　フェリーくるしま
（　49）　［同左］
（　50）　129168　セブンアイランド愛
（　51）～（　65）　［同左］
（　66）　132168　黄隆丸
（　67）　［同左］
（　68）　132288　第八日興丸
（　69）～（　76）　［同左］
（　77）　132566　おれんじまーきゅりー
（　78）・（　79）　［同左］
（　80）　132584　第二龍王丸
（　81）　132587　新栄丸
（　82）～（　86）　［同左］
（　87）　132843　北辰丸
（　88）～（　90）　［同左］
（　91）　133058　ダイテン
（　92）～（　97）　［同左］
（　98）　133174　碧隆丸
（　99）　133193　協同三号
（　100）～（　106）　［同左］
（　107）　133554　天春
（　108）～（　115）　［同左］
［新設］
［新設］
（　116）～（　131）　［同左］
（　132）　134183　第四十七天神丸
（　133）～（　136）　［同左］

［削る］
（　119）～（　123）　［略］
［削る］
（　124）　［略］
［削る］
（　125）～（　166）　［略］
［削る］
（　167）～（　169）　［略］
［削る］
（　170）～（　180）　［略］
［削る］
（　181）～（　188）　［略］
［削る］
（　189）～（　195）　［略］
［削る］
（　196）～（　213）　［略］
［削る］
（　214）～（　220）　［略］
［削る］
（　221）～（　234）　［略］
［削る］
（　235）～（　237）　［略］
［削る］
（　238）～（　241）　［略］
［削る］
（　242）　［略］
［削る］
（　243）～（　245）　［略］
［削る］
（　246）～（　249）　［略］
［削る］
（　250）～（　252）　［略］
［削る］
（　253）～（　272）　［略］
［削る］
（　273）～（　298）　［略］
［削る］
（　299）　［略］
［削る］
（　300）～（　320）　［略］
［削る］
（　321）～（　335）　［略］
［削る］

（　137）	134261	正清
（　138）～（　142）	［同左］	
（　143）	134410	第二十五徳栄丸
（　144）	［同左］	
（　145）	134463	第三十一周宝丸
（　146）～（　187）	［同左］	
（　188）	135514	第七十八親力丸
（　189）～（　191）	［同左］	
（　192）	135550	第八金吉丸
（　193）～（　203）	［同左］	
（　204）	135868	ｍａｒｕｍａｓａ５号
（　205）～（　212）	［同左］	
（　213）	135994	第二十一光邦丸
（　214）～（　220）	［同左］	
（　221）	136119	白凰丸
（　222）～（　239）	［同左］	
（　240）	136490	第七しようどしま丸
（　241）～（　247）	［同左］	
（　248）	136540	第三鶴汐丸
（　249）～（　262）	［同左］	
（　263）	136795	エルエヌジージャマル
（　264）～（　266）	［同左］	
（　267）	136823	明山丸
（　268）～（　271）	［同左］	
（　272）	136852	さんふらわあ　しれとこ
（　273）	［同左］	
（　274）	136866	第五大伸丸
（　275）～（　277）	［同左］	
（　278）	136961	泉翔
（　279）～（　282）	［同左］	
（　283）	136984	明神丸
（　284）～（　286）	［同左］	
（　287）	137020	第十五光新丸
（　288）～（　307）	［同左］	
（　308）	137173	エネルギーフロンティア
（　309）～（　334）	［同左］	
（　335）	140145	第十近雄丸
（　336）	［同左］	
（　337）	140172	三泰丸
（　338）～（　358）	［同左］	
（　359）	140262	よさこい
（　360）～（　374）	［同左］	
（　375）	140327	佑佳

(336)～(340)	［略］		
［削る］			
(341)～(382)	［略］		
［削る］			
(383)～(401)	［略］		
(402)	140695		大鷹
(403)～(569)	［略］		
(570)	141521		第八玉力丸
(571)～(732)	［略］		
［削る］			
(733)～(806)	［略］		
［削る］			
(807)～(845)	［略］		
［削る］			
(846)～(876)	［略］		
［削る］			
(877)～(903)	［略］		
［削る］			
(904)～(1117)	［略］		
(1118)	143356		第五和光丸
(1119)～(1189)	［略］		
(1190)	143661		ナッチャンＮＥＯ
(1191)～(1226)	［略］		
(1227)	143829		ＯＮＥ　ＭＡＸＩＭ
(1228)～(1244)	［略］		
(1245)	143897		ＯＮＥ　ＭＡＲＶＥＬ
(1246)～(1381)	［略］		
［削る］			
(1382)～(1390)	［略］		
［削る］			
(1391)～(1455)	［略］		
［削る］			
(1456)～(1466)	［略］		
(1467)	144553		飛鳥ＩＩＩ
(1468)～(1477)	［略］		
［削る］			
(1478)～(1520)	［略］		
(1521)	144750		第十三興徳丸
(1522)～(1524)	［略］		
(1525)	144769		ＫＵＲＩＫＯＭＡ
(1526)	144770		ＧＥＮＴＡ　ＭＡＲＵ

(376)～(380)	［同左］		
(381)	140354		鶴明丸
(382)～(423)	［同左］		
(424)	140591		菱伸丸
(425)～(443)	［同左］		
(444)	140695		勇宝
(445)～(611)	［同左］		
(612)	141521		第十一霧島丸
(613)～(774)	［同左］		
(775)	142105		ＢＲＩＬＬＩＡＮＴ　ＡＤＶＡＮＣＥ
(776)～(849)	［同左］		
(850)	142328		ＧＲＡＮＤＥ　ＲＩＶＩＥＲＥ
(851)～(889)	［同左］		
(890)	142446		ＯＮＥ　ＭＡＣＫＩＮＡＣ
(891)～(921)	［同左］		
(922)	142550		ＯＮＥ　ＭＡＮＨＡＴＴＡＮ
(923)～(949)	［同左］		
(950)	142665		第２いずみ丸
(951)～(1164)	［同左］		
(1165)	143356		さんわ丸
(1166)～(1236)	［同左］		
(1237)	143661		ブルールミナス
(1238)～(1273)	［同左］		
［新設］			
(1274)～(1290)	［同左］		
［新設］			
(1291)～(1426)	［同左］		
(1427)	144282		ＱＵＥＥＮ　ＢＥＥＴＬＥ
(1428)～(1436)	［同左］		
(1437)	144303		ＨＯＫＵＥＴＳＵ　ＩＢＩＳ
(1438)～(1502)	［同左］		
(1503)	144500		若海丸
(1504)～(1514)	［同左］		
［新設］			
(1515)～(1524)	［同左］		
(1525)	144599		かいふ
(1526)～(1568)	［同左］		
［新設］			
(1569)～(1571)	［同左］		
［新設］			
［新設］			

(1527)	［略］		
(1528)	144785	ＯＣＥＡＮＵＳ　ＨＩＧＨＷＡＹ	［新設］
(1529)	144788	さんふらわあ　ぴりか	［新設］
(1530)・(1531)	［略］		(1573)・(1574)　［同左］
(1532)	144799	旭海丸	［新設］
(1533)～(1535)	［略］		(1575)～(1577)　［同左］
(1536)	144815	ＳＧ　ＴＷＩＬＩＧＨＴ	［新設］
(1537)～(1540)	［略］		(1578)～(1581)　［同左］
(1541)	144828	新栄丸	［新設］
(1542)	144829	ＳＧ　ＳＵＮＲＩＳＥ	［新設］
(1543)	144830	明邦丸	［新設］
(1544)	［略］		(1582)　［同左］
(1545)	144848	第三菱顕丸	［新設］
(1546)	144849	ＴＲＩＴＯＮ　ＨＩＧＨＷＡＹ	［新設］
(1547)	144854	ＴＥＴＨＹＳ　ＨＩＧＨＷＡＹ	［新設］
(1548)	144857	ＯＮＥ　ＨＯＮＯＬＵＬＵ	［新設］
(1549)	144863	樟栄丸	［新設］
(1550)	144865	ＦＲＯＮＴＩＥＲ　ＡＣＥ	［新設］
(1551)	144866	しまんと	［新設］
(1552)	144867	鶴伸丸	［新設］
(1553)	144871	ＳＯＬ　ＥＸＰＬＯＲＥＲ	［新設］
(1554)	144874	第十五大伸丸	［新設］
(1555)	144878	ＳＧ　ＤＡＷＮ	［新設］
(1556)	144884	ＴＲＩＵＭＰＨ　ＡＣＥ	［新設］
(1557)	144885	ＯＮＥ　ＭＡＧＮＩＦＩＣＥＮＣＥ	［新設］
(1558)	144886	よさこい	［新設］
(1559)	144887	ＪＦＥ黄隆	［新設］
(1560)	144888	けやき	［新設］
(1561)	144894	そうめい	［新設］
(1562)	144895	ブルーグレイス	［新設］
(1563)	144906	輝光丸	［新設］
(1564)	144907	はばたき	［新設］
(1565)	144908	ＤＹＮＡ　ＣＲＡＮＥ	［新設］
(1566)	144914	正清	［新設］
(1567)	144916	竜王	［新設］
(1568)	144918	聖白	［新設］
(1569)	144919	第二十六親力丸	［新設］
(1570)	144922	ＯＮＥ　ＨＥＬＳＩＮＫＩ	［新設］
(1571)	144923	ＯＮＥ　ＨＯＵＳＴＯＮ	［新設］
(1572)	144925	ＯＮＥ　ＭＡＴＲＩＸ	［新設］
(1573)	144935	ＪＦＥ碧隆	［新設］
(1574)	144939	力栄	［新設］

（1575）	144944	第８３天神丸	［新設］
（1576）	144950	ＯＮＥ　ＭＡＪＥＳＴＹ	［新設］
（1577）	144952	ＳＡＫＵＲＡ　ＣＲＥＳＣＥＮＴ	［新設］
（1578）	144953	ＰＡＤＭＡ　ＬＥＡＤＥＲ	［新設］
（1579）	144957	鶴栄丸	［新設］
（1580）	144962	福出丸	［新設］
（1581）	144964	げんぶ	［新設］
（1582）	144965	ＳＧ　ＨＯＲＩＺＯＮ	［新設］
（1583）	144970	第二十七霧島丸	［新設］
（1584）	144971	鶴栄	［新設］
（1585）	144974	第七大盛丸	［新設］
（1586）	144976	ＬＥＯ　ＳＰＩＲＩＴ	［新設］
（1587）	144982	ＰＲＯ　ＧＲＡＣＥ	［新設］
（1588）	144986	第二十五日興丸	［新設］
（1589）	144988	ＰＲＩＭＲＯＳＥ　ＡＣＥ	［新設］
（1590）	144993	一花	［新設］
（1591）	144996	ＷＩＳＴＥＲＩＡ　ＡＣＥ	［新設］
（1592）	145003	第六十三明神丸	［新設］
（1593）	145007	ＴＯＳＡＴＳＵＲＵ	［新設］
（1594）	145027	ＮＥＰＴＵＮＥ　ＡＣＥ	［新設］
（1595）	145035	松成丸	［新設］
（1596）	145039	ＪＦＥ紫隆	［新設］
（1597）～（1605）	［略］		（1583）～（1591）　［同左］
（1606）	990017	第八幸洋	［新設］
（1607）	990018	第一幸洋	［新設］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

附　則

１　この告示は、令和八年度分の固定資産税から適用する。

２　この告示による改正後の平成二十四年総務省告示第九号第二号(15)、(16)、(1606)及び(1607)は令和三年度分の固定資産税から適用する。

３　この告示による改正前の平成二十四年総務省告示第九号（以下「改正前告示」という。）第二号(31)及び(32)を削る改正規定は令和三年度分の固定資産税から、改正前告示第一号(91)及び(103)を削る改正規定は令和七年度分の固定資産税から適用する。

○総務省告示第七号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九条第一項第二号の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第十号（地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件）の一部を次のように改正する。

令和八年一月十四日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
一　道府県知事が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産	一　道府県知事が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産
1　次に掲げる者が所有する鉄道及び軌道事業の用に供する償却資産（車両を除く。）	1　次に掲げる者が所有する鉄道及び軌道事業の用に供する償却資産（車両を除く。）
所有者 / 価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事	所有者 / 価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事
[(　1)～(　17)　略]	[(　1)～(　17)　同左]
[削る]	(　18)　新京成電鉄株式会社　同
(　18)～(　62)　[略]	(　19)～(　63)　[同左]
[削る]	(　64)　泉北高速鉄道株式会社　同
(　63)～(　89)　[略]	(　65)～(　91)　[同左]
2　次に掲げる者が所有するガス事業に係る償却資産のうちガス導管、整圧器及びガスメーター	2　次に掲げる者が所有するガス事業に係る償却資産のうちガス導管、整圧器及びガスメーター
所有者 / 価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事	所有者 / 価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事
[(　1)～(　26)　略]	[(　1)～(　26)　同左]
(　27)　大垣ガス株式会社（岐阜県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）　岐阜県知事	[新設]
(　28)～(　30)　[略]	(　27)～(　29)　[同左]
(　31)　岡山ガス株式会社　岡山県知事	(　30)　岡山瓦斯株式会社　岡山県知事
(　32)～(　37)　[略]	(　31)～(　36)　[同左]
3　次に掲げる者が所有する電気事業の用に供する償却資産	3　次に掲げる者が所有する電気事業の用に供する償却資産
所有者 / 価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事	所有者 / 価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事
[(　1)～(　42)　略]	[(　1)～(　42)　同左]
(　43)　白神ウインド合同会社（秋田県内の二以上の市町村にわたって所在する風力発電設備に係るものに限る。）　同	[新設]
(　44)～(　59)　[略]	(　43)～(　58)　[同左]
(　60)　福島復興風力合同会社（福島県内の二以上の市町村にわたって所在する発電設備に係るものに限る。）　同	[新設]
(　61)　合同会社ＮＲＥ－０３インベストメント（福島県内の二以上の市町村にわたって所在する発電設備に係るものに限る。）　同	[新設]
(　62)～(　87)　[略]	(　59)～(　84)　[同左]
(　88)　合同会社御前崎港バイオマスエナジー　同	[新設]
(　89)　東京発電株式会社（深良川第三発電所に係るものに限る。）　同	[新設]
(　90)～(　149)　[略]	(　85)～(　144)　[同左]
[4　略]	[4　同左]

5　次に掲げる者が所有する電気通信事業の用に供する償却資産

所有者	価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事
［(　1)～(　5)　略］	
(　6)　公益社団法人移動通信基盤整備協会（岩手県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）	岩手県知事
(　7)・(　8)　［略］	
(　9)　公益社団法人移動通信基盤整備協会（神奈川県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）	神奈川県知事
(　10)～(　15)　［略］	
(　16)　公益社団法人移動通信基盤整備協会（福井県内の二以上の市町村にたって所在するものに限る。）	同
(　17)　［略］	
(　18)　公益社団法人移動通信基盤整備協会（山梨県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）	同
(　19)～(　23)　［略］	
(　24)　株式会社ＮＴＴフィールドテクノ（大阪府内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）	同
(　25)　公益社団法人移動通信基盤整備協会（兵庫県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）	兵庫県知事
(　26)～(　29)　［略］	
［削る］	
(　30)～(　47)　［略］	
［6・7　略］	

8　次に掲げる者が所有する索道事業に係る償却資産（搬器を除く。）

所有者	価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事
(　1)　磐梯リゾート開発株式会社（福島県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）	福島県知事
(　2)・(　3)　［略］	
［9・10　略］	

5　次に掲げる者が所有する電気通信事業の用に供する償却資産

所有者	価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事
［(　1)～(　5)　同左］	
［新設］	
(　6)・(　7)　［同左］	
［新設］	
(　8)～(　13)　［同左］	
［新設］	
(　14)　［同左］	
［新設］	
(　15)～(　19)　［同左］	
［新設］	
［新設］	
(　20)～(　23)　［同左］	
(　24)　株式会社ケーブル・ジョイ（広島県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）	同
(　25)～(　42)　［同左］	
［6・7　同左］	

8　次に掲げる者が所有する索道事業に係る償却資産（搬器を除く。）

所有者	価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事
［新設］	
(　1)・(　2)　［同左］	
［9・10　同左］	

11　次に掲げる者が所有する償却資産 所　有　者	11　次に掲げる者が所有する償却資産 所　有　者
価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事	価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事
［(　1)～(　5)　略］	［(　1)～(　5)　同左］
(　6)　Ａｓｔｅｍｏ上田株式会社（北海道内の二以上の市町村にわたって所在する四輪車用ブレーキ製品の製品開発用テストコースに係るものに限る。）	(　6)　日立Ａｓｔｅｍｏ上田株式会社（北海道内の二以上の市町村にわたって所在する四輪車用ブレーキ製品の製品開発用テストコースに係るものに限る。）
同	同
［(　7)～(　81)　略］	［(　7)～(　81)　同左］
［削る］	(　82)　株式会社ケーブル・ジョイ（広島県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）
	同
(　82)～(　114)　［略］	(　83)～(　115)　［同左］
二　総務大臣が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産	二　総務大臣が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産
［1・2　略］	［1・2　同左］
3　次に掲げる者が所有する電気事業の用に供する償却資産 所　有　者	3　次に掲げる者が所有する電気事業の用に供する償却資産 所　有　者
［(　1)～(　25)　略］	［(　1)～(　25)　同左］
［削る］	(　26)　東京発電株式会社（深良川第一発電所、深良川第二発電所、深良川第三発電所及び深良川連絡線に係るものに限る。）
(　26)～(　33)　［略］	(　27)～(　34)　［同左］
［4　略］	［4　同左］
5　次に掲げる者が所有する電気通信事業の用に供する償却資産 所　有　者	5　次に掲げる者が所有する電気通信事業の用に供する償却資産 所　有　者
［(　1)　略］	［(　1)　同左］
(　2)　ＮＴＴ東日本株式会社	(　2)　東日本電信電話株式会社
(　3)　ＮＴＴ西日本株式会社	(　3)　西日本電信電話株式会社
［(　4)　略］	［(　4)　同左］
(　5)　ＮＴＴインフラネット株式会社	(　5)　エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社
［(　6)～(　19)　略］	［(　6)～(　19)　同左］
(　20)　公益社団法人移動通信基盤整備協会（二以上の道府県にわたって所在するものに限る。）	［新設］
(　21)　株式会社ＮＴＴフィールドテクノ（二以上の道府県にわたって所在するものに限る。）	［新設］
［6～8　略］	［6～8　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

附　則

1　この告示は、令和八年度分の固定資産税から適用する。

2　この告示による改正後の平成二十四年総務省告示第十号（以下「改正後告示」という。）第一号2㉛、第一号3(61)、㊽、第一号5⑱及び第二号5⑳は令和三年度分の固定資産税から、改正後告示第一号2㉗及び第一号5(6)は令和四年度分の固定資産税から、改正後告示第一号5㉕は令和五年度分の固定資産税から、改正後告示第一号5⑯及び第一号8(1)は令和六年度分の固定資産税から、改正後告示第一号5(9)は令和七年度分の固定資産税からそれぞれ適用する。

3　この告示による改正前の平成二十四年総務省告示第十号第二号3⑳を削る改正規定は令和三年度分の固定資産税から適用する。

○財務省告示第十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年十二月一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年一月十四日

財務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

1	名称及び記号	利付国庫債券（２年）(第479回)
2	発行の根拠法律及びその条項	財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成24年法律第101号）第３条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項及び第47条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）
5	募入決定の方法	
⑴	価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵	非競争入札発行	各申込みの応募額を案分により割り当てる。
⑶	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6	発行額	
⑴	価格競争入札発行	額面金額で2,114,100,000,000円 うち、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第３条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で473,816,550,000円、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で141,721,450,000円、同法第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で1,498,562,000,000円
⑵	非競争入札発行	特別会計に関する法律第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で1,000,000,000円
⑶	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で584,100,000,000円
⑷	国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で206,500,000,000円
7	払込金額	
⑴	価格競争入札発行	2,114,348,550,000円
⑵	非競争入札発行	1,000,120,000円
⑶	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	584,170,092,000円
⑷	国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	206,524,780,000円
8	最低額面金額	50,000円
9	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10	発行日	令和７年12月１日
11	発行価格	
⑴	価格競争入札発行	額面金額100円につき100円以上のそれぞれの応募価格
⑵	非競争入札発行、国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	額面金額100円につき100円１銭２厘
12	利率	年1.0％
13	初期利子	令和８年６月１日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.0}{100}$×$\frac{1}{2}$
14	第２期以後の利子	毎年６月１日及び12月１日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
15	償還期限	令和９年12月１日
16	償還金額	額面金額100円につき100円
17	元利金支払場所	日本銀行
18	入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
19	払込期日	令和７年12月１日

○財務省告示第十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年十二月十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年一月十四日

財務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

1	名称及び記号	利付国庫債券（５年）(第182回)
2	発行の根拠法律及びその条項	財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成24年法律第101号）第３条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項及び第47条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　非競争入札発行	各申込みの応募額を案分により割り当てる。
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で1,853,500,000,000円 うち、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第３条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で1,438,058,250,000円、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で6,455,700,000円、同法第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で408,986,050,000円
⑵　非競争入札発行	財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第３条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で160,000,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第３条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で545,600,000,000円
7　払込金額	
⑴　価格競争入札発行	1,850,481,050,000円
⑵　非競争入札発行	159,744,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	544,727,040,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和７年12月10日
11　発行価格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円80銭以上のそれぞれの応募価格
⑵　非競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円84銭
12　利率	年1.4％
13　経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{1.4}{100}$×$\frac{81}{365}$
14　初期利子	令和８年３月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.4}{100}$×$\frac{1}{2}$
15　第２期以後の利子	毎年３月20日及び９月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
16　償還期限	令和12年９月20日
17　償還金額	額面金額100円につき100円
18　元利金支払場所	日本銀行
19　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20　払込期日	令和７年12月10日

○財務省告示第十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年十二月三日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年一月十四日

財務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

1　名称及び記号	利付国庫債券（10年）(第380回)
2　発行の根拠法律及びその条項	財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成24年法律第101号）第３条第１項並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第71条の26第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項及び第47条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　非競争入札発行	各申込みの応募額を案分により割り当てる。
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で1,960,200,000,000円 うち、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第３条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で124,070,350,000円、子ども・子育て支援法第71条の26第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で2,219,700,000円、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で500,105,300,000円、同法第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で1,333,804,650,000円
⑵　非競争入札発行	特別会計に関する法律第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で452,000,000円

⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で638,800,000,000円
⑷　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で152,700,000,000円
7　払込金額	
⑴　価格競争入札発行	1,932,250,330,000円
⑵　非競争入札発行	445,536,400円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	629,665,160,000円
⑷　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	150,516,390,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和７年12月３日
11　発行価格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき98円53銭以上のそれぞれの応募価格
⑵　非競争入札発行、国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	額面金額100円につき98円57銭
12　利率	年1.7％
13　経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{1.7}{100}$×$\frac{74}{365}$
14　初期利子	令和８年３月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.7}{100}$×$\frac{1}{2}$
15　第２期以後の利子	毎年３月20日及び９月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
16　償還期限	令和17年９月20日
17　償還金額	額面金額100円につき100円
18　元利金支払場所	日本銀行
19　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20　払込期日	令和７年12月３日

○財務省告示第十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年十二月十二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年一月十四日

財務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

1　名称及び記号	利付国庫債券（20年）（第194回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第４条第１項及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成24年法律第101号）第３条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項及び第47条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で606,500,000,000円 うち、財政法第４条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で421,768,950,000円、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第３条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で18,718,600,000円、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で56,510,650,000円、同法第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で109,501,800,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で193,000,000,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で63,400,000,000円
7　払込金額	
⑴　価格競争入札発行	590,009,200,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	187,750,400,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	61,675,520,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和７年12月12日

11　発行価格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき97円25銭以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	額面金額100円につき97円28銭
12　利率	年2.7％
13　経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{2.7}{100}$×$\frac{83}{365}$
14　初期利子	令和８年３月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{2.7}{100}$×$\frac{1}{2}$
15　第２期以後の利子	毎年３月20日及び９月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
16　償還期限	令和27年９月20日
17　償還金額	額面金額100円につき100円
18　元利金支払場所	日本銀行
19　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20　払込期日	令和７年12月12日

○財務省告示第十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年十二月五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年一月十四日

財務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

1　名称及び記号	利付国庫債券（30年）（第88回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第４条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項及び第47条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で525,500,000,000円 うち、財政法第４条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で405,583,650,000円、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で54,407,700,000円、同法第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で65,508,650,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	財政法第４条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で173,900,000,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で67,600,000,000円
7　払込金額	
⑴　価格競争入札発行	507,827,550,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	168,056,960,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	65,328,640,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和７年12月５日
11　発行価格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき96円55銭以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	額面金額100円につき96円64銭
12　利率	年3.2％
13　経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{3.2}{100}$×$\frac{76}{365}$
14　初期利子	令和８年３月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{3.2}{100}$×$\frac{1}{2}$
15　第２期以後の利子	毎年３月20日及び９月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
16　償還期限	令和37年９月20日
17　償還金額	額面金額100円につき100円
18　元利金支払場所	日本銀行
19　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20　払込期日	令和７年12月５日

○財務省告示第十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年十二月十七日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年一月十四日

財務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

1	名称及び記号	利付国庫債券（10年）（第361回）、利付国庫債券（20年）（第124回、第125回、第127回、第128回、第129回、第130回、第131回、第132回、第133回、第134回、第135回、第136回、第137回、第138回、第139回、第140回、第141回、第143回、第144回、第145回、第150回、第152回、第153回、第154回、第155回及び第156回）及び利付国庫債券（30年）（第５回、第７回、第８回、第11回、第12回、第13回、第15回、第18回、第20回、第22回、第28回、第29回、第31回、第32回、第33回及び第34回）
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第47条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	利回り格差（第17号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行
5	募入決定の方法	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
6	発行額	額面金額で648,700,000,000円 内訳（別表のとおり）
7	払込金額	651,387,200,000円
8	最低額面金額	50,000円
9	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10	発行日	令和７年12月17日
11	発行価格	発行対象国債ごとに、額面金額100円につき、次の算式により算出した金額 $\dfrac{100+\text{表面利率}\times\text{残存年数}}{1+\left(\dfrac{\text{第17号に規定する利回り}+\text{募入利回り格差}}{100}\right)\times\text{残存年数}}$
12	利率	（別表のとおり）
13	経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。 各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率／100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第10号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365
14	利子	第10号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。 各発行対象国債の額面金額$\times\dfrac{\text{各発行対象国債の利率}}{100}\times\dfrac{1}{2}$
15	償還期限	（別表のとおり）
16	償還金額	額面金額100円につき100円
17	入札の基準とする各発行対象国債の利回り	銘柄毎の基準利回は、令和７年12月16日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回りとする。
18	元利金支払場所	日本銀行
19	入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20	払込期日	令和７年12月17日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（10年）（第361回）	0.1％	令和12年12月20日	1,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第124回）	2.0％	令和12年12月20日	41,500,000,000円
利付国庫債券（20年）（第125回）	2.2％	令和13年３月20日	28,900,000,000円
利付国庫債券（20年）（第127回）	1.9％	令和13年３月20日	18,900,000,000円
利付国庫債券（20年）（第128回）	1.9％	令和13年６月20日	8,200,000,000円
利付国庫債券（20年）（第129回）	1.8％	令和13年６月20日	43,400,000,000円
利付国庫債券（20年）（第130回）	1.8％	令和13年９月20日	9,400,000,000円
利付国庫債券（20年）（第131回）	1.7％	令和13年９月20日	3,800,000,000円
利付国庫債券（20年）（第132回）	1.7％	令和13年12月20日	31,900,000,000円
利付国庫債券（20年）（第133回）	1.8％	令和13年12月20日	9,900,000,000円
利付国庫債券（20年）（第134回）	1.8％	令和14年３月20日	36,700,000,000円
利付国庫債券（20年）（第135回）	1.7％	令和14年３月20日	53,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第136回）	1.6％	令和14年３月20日	60,300,000,000円
利付国庫債券（20年）（第137回）	1.7％	令和14年６月20日	10,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第138回）	1.5％	令和14年６月20日	73,600,000,000円
利付国庫債券（20年）（第139回）	1.6％	令和14年６月20日	18,500,000,000円
利付国庫債券（20年）（第140回）	1.7％	令和14年９月20日	59,700,000,000円
利付国庫債券（20年）（第141回）	1.7％	令和14年12月20日	16,600,000,000円
利付国庫債券（20年）（第143回）	1.6％	令和15年３月20日	7,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第144回）	1.5％	令和15年３月20日	5,500,000,000円
利付国庫債券（20年）（第145回）	1.7％	令和15年６月20日	1,500,000,000円
利付国庫債券（20年）（第150回）	1.4％	令和16年９月20日	900,000,000円
利付国庫債券（20年）（第152回）	1.2％	令和17年３月20日	100,000,000円
利付国庫債券（20年）（第153回）	1.3％	令和17年６月20日	7,800,000,000円
利付国庫債券（20年）（第154回）	1.2％	令和17年９月20日	5,600,000,000円

利付国庫債券（20年）（第155回）	1.0％	令和17年12月20日	100,000,000円
利付国庫債券（20年）（第156回）	0.4％	令和18年３月20日	400,000,000円
利付国庫債券（30年）（第５回）	2.2％	令和13年５月20日	900,000,000円
利付国庫債券（30年）（第７回）	2.3％	令和14年５月20日	400,000,000円
利付国庫債券（30年）（第８回）	1.8％	令和14年11月22日	600,000,000円
利付国庫債券（30年）（第11回）	1.7％	令和15年６月20日	1,400,000,000円
利付国庫債券（30年）（第12回）	2.1％	令和15年９月20日	1,000,000,000円
利付国庫債券（30年）（第13回）	2.0％	令和15年12月20日	1,600,000,000円
利付国庫債券（30年）（第15回）	2.5％	令和16年６月20日	15,000,000,000円
利付国庫債券（30年）（第18回）	2.3％	令和17年３月20日	800,000,000円
利付国庫債券（30年）（第20回）	2.5％	令和17年９月20日	600,000,000円
利付国庫債券（30年）（第22回）	2.5％	令和18年３月20日	6,000,000,000円
利付国庫債券（30年）（第28回）	2.5％	令和20年３月20日	1,700,000,000円
利付国庫債券（30年）（第29回）	2.4％	令和20年９月20日	1,000,000,000円
利付国庫債券（30年）（第31回）	2.2％	令和21年９月20日	900,000,000円
利付国庫債券（30年）（第32回）	2.3％	令和22年３月20日	400,000,000円
利付国庫債券（30年）（第33回）	2.0％	令和22年９月20日	7,000,000,000円
利付国庫債券（30年）（第34回）	2.2％	令和23年３月20日	55,200,000,000円

○財務省告示第十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年十二月二十四日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年一月十四日

財務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

1　名称及び記号　利付国庫債券（20年）（第180回）、利付国庫債券（30年）（第35回及び第36回）及び利付国庫債券（40年）（第９回、第10回、第11回、第12回、第13回、第14回、第15回及び第16回）

2　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第47条第１項

3　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

4　発行方法　利回り格差（第17号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行

5　募入決定の方法　各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。

6　発行額　額面金額で249,800,000,000円
内訳（別表のとおり）

7　払込金額　161,662,068,000円

8　最低額面金額　50,000円

9　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

10　発行日　令和７年12月24日

11　発行価格　発行対象国債ごとに、額面金額100円につき、次の算式により算出した金額

$$\frac{100+\text{表面利率}\times\text{残存年数}}{1+\left(\frac{\text{第17号に規定する利回り}+\text{募入利回り格差}}{100}\right)\times\text{残存年数}}$$

12　利率　（別表のとおり）

13　経過利子の払込み　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。

各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率／100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第10号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365

14　利子　第10号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。

$$\text{各発行対象国債の額面金額}\times\frac{\text{各発行対象国債の利率}}{100}\times\frac{1}{2}$$

15　償還期限　（別表のとおり）

16　償還金額　額面金額100円につき100円

17　入札の基準とする各発行対象国債の利回り　銘柄毎の基準利回は、令和７年12月23日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回りとする。

18　元利金支払場所　日本銀行

19　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

20　払込期日　令和７年12月24日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（20年）（第180回）	0.8％	令和24年3月20日	10,000,000,000円
利付国庫債券（30年）（第35回）	2.0％	令和23年9月20日	49,000,000,000円
利付国庫債券（30年）（第36回）	2.0％	令和24年3月20日	44,700,000,000円
利付国庫債券（40年）（第9回）	0.4％	令和38年3月20日	27,800,000,000円
利付国庫債券（40年）（第10回）	0.9％	令和39年3月20日	2,000,000,000円
利付国庫債券（40年）（第11回）	0.8％	令和40年3月20日	35,600,000,000円
利付国庫債券（40年）（第12回）	0.5％	令和41年3月20日	31,600,000,000円
利付国庫債券（40年）（第13回）	0.5％	令和42年3月20日	15,900,000,000円
利付国庫債券（40年）（第14回）	0.7％	令和43年3月20日	22,200,000,000円
利付国庫債券（40年）（第15回）	1.0％	令和44年3月20日	5,000,000,000円
利付国庫債券（40年）（第16回）	1.3％	令和45年3月20日	6,000,000,000円

○財務省告示第十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、令和七年十二月九日に発行した利付国庫債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年一月十四日

財務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

1	名称及び記号	利付国庫債券（２年）(第478回)
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
5	発行額	額面金額で10,576,750,000円
6	払込金額	10,597,903,500円
7	最低額面金額	50,000円
8	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
9	発行日	令和７年12月９日
10	発行価格	額面金額100円につき100円20銭
11	利率	年1.0％
12	経過利子の払込み	各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第18号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{1.0}{100}$×$\frac{38}{365}$
13	初期利子	令和８年５月１日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.0}{100}$×$\frac{1}{2}$
14	第２期以後の利子	毎年５月１日及び11月１日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
15	償還期限	令和９年11月１日
16	償還金額	額面金額100円につき100円
17	元利金支払場所	日本銀行
18	払込期日	令和７年12月９日

○財務省告示第二十号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、令和七年十二月十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年一月十四日

財務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

1	名称及び記号	利付国庫債券（５年）(第181回)
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
5	発行額	額面金額で2,218,850,000円
6	払込金額	2,230,831,790円
7	最低額面金額	50,000円
8	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
9	発行日	令和７年12月10日
10	発行価格	額面金額100円につき100円54銭
11	利率	年1.3％
12	経過利子の払込み	各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第18号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{1.3}{100}$×$\frac{81}{365}$
13	初期利子	令和８年３月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.3}{100}$×$\frac{1}{2}$
14	第２期以後の利子	毎年３月20日及び９月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
15	償還期限	令和12年９月20日
16	償還金額	額面金額100円につき100円
17	元利金支払場所	日本銀行
18	払込期日	令和７年12月10日

○財務省告示第二十一号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、令和七年十二月九日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年一月十四日

財務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

1	名称及び記号	利付国庫債券（10年）(第380回)
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
5	発行額	額面金額で5,098,850,000円
6	払込金額	5,137,091,375円
7	最低額面金額	50,000円
8	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
9	発行日	令和７年12月９日
10	発行価格	額面金額100円につき100円75銭
11	利率	年1.7％
12	経過利子の払込み	各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第18号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{1.7}{100}$×$\frac{80}{365}$
13	初期利子	令和８年３月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.7}{100}$×$\frac{1}{2}$

14　第２期以後の利子	毎年３月20日及び９月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
15　償還期限	令和17年９月20日
16　償還金額	額面金額100円につき100円
17　元利金支払場所	日本銀行
18　払込期日	令和７年12月９日

○財務省告示第二十二号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、令和七年十二月十五日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年一月十四日

財務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

1　名称及び記号	個人向け利付国庫債券（固定・３年）(第186回)
2　発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行額	額面金額で59,452,960,000円
5　最低額面金額	10,000円
6　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
7　発行日	令和７年12月15日
8　発行価格	額面金額100円につき100円
9　利率	年0.99％
10　初期利子	令和８年６月15日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第12号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{0.99}{100}$×$\frac{1}{2}$
11　第２期以後の利子	毎年６月15日及び12月15日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
12　償還期限	令和10年12月15日
13　償還金額	額面金額100円につき100円
14　払込期日	令和７年12月15日
15　払込場所	日本銀行の本店又は支店
16　中途換金の取扱い	中途換金の買取りは、令和８年12月15日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和８年12月15日から令和９年６月15日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋第２期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$） ⑵　令和９年６月15日以後の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$×$\frac{1}{2}$
17　中途換金の特例	前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の４第１項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第３条の規定による改正前の相続税法第21条の４第１項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、令和８年12月15日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和８年６月15日から令和８年12月15日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋経過利子に相当する金額） ⑵　令和８年６月15日前の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－経過利子に相当する金額
18　元利金支払場所	日本銀行

○財務省告示第二十三号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、令和七年十二月十五日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年一月十四日

財務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

1　名称及び記号	個人向け利付国庫債券（固定・５年）(第176回)
2　発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行額	額面金額で152,759,220,000円
5　最低額面金額	10,000円
6　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
7　発行日	令和７年12月15日
8　発行価格	額面金額100円につき100円
9　利率	年1.19％
10　初期利子	令和８年６月15日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第12号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.19}{100}$×$\frac{1}{2}$
11　第２期以後の利子	毎年６月15日及び12月15日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
12　償還期限	令和12年12月15日
13　償還金額	額面金額100円につき100円
14　払込期日	令和７年12月15日
15　払込場所	日本銀行の本店又は支店

16　中途換金の取扱い	中途換金の買取りは、令和８年12月15日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和８年12月15日から令和９年６月15日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋第２期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$） ⑵　令和９年６月15日以後の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$×$\frac{1}{2}$
17　中途換金の特例	前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の４第１項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第３条の規定による改正前の相続税法第21条の４第１項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、令和８年12月15日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和８年６月15日から令和８年12月15日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋経過利子に相当する金額） ⑵　令和８年６月15日前の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－経過利子に相当する金額
18　元利金支払場所	日本銀行

○財務省告示第二十四号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、令和七年十二月十五日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年一月十四日

財務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

1　名称及び記号	個人向け利付国庫債券（変動・10年）（第188回）
2　発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行額	額面金額で118,708,490,000円
5　最低額面金額	10,000円
6　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
7　発行日	令和７年12月15日
8　発行価格	額面金額100円につき100円
9　初期利子の適用利率	年1.10％
10　第２期以後の利子の適用利率	年当たり、各利払期における利子計算期間開始日前に行われた、発行から償還までの期間が９年５か月超の10年利付国債の直近における入札（当該開始日の属する月に行われた入札を除く。）の結果に基づき算出された複利利回りに、0.66を乗じた率。ただし、乗じた率が0.05％を下回るときは、その率は0.05％とする。
11　初期利子	令和８年６月15日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第13号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.10}{100}$×$\frac{1}{2}$
12　第２期以後の利子	毎年６月15日及び12月15日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。 額面金額×$\frac{\text{第10号に規定する第２期以後の利子の適用利率}}{100}$×$\frac{1}{2}$
13　償還期限	令和17年12月15日
14　償還金額	額面金額100円につき100円
15　払込期日	令和７年12月15日
16　払込場所	日本銀行の本店又は支店
17　中途換金の取扱い	中途換金の買取りは、令和８年12月15日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和８年12月15日から令和９年６月15日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋第２期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$） ⑵　令和９年６月15日以後の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$）
18　中途換金の特例	前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の４第１項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第３条の規定による改正前の相続税法第21条の４第１項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、令和８年12月15日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和８年６月15日から令和８年12月15日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋経過利子に相当する金額） ⑵　令和８年６月15日前の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－経過利子に相当する金額
19　元利金支払場所	日本銀行

○農林水産省告示第四十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和六年十二月二十七日農林水産省告示第二千二百五十二号（特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように改正する。

令和八年一月十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和７管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和７年１月１日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和７年４月１日から翌年３月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。	くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和７管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和７年１月１日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和７年４月１日から翌年３月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。
第一　くろまぐろ（小型魚）	第一　くろまぐろ（小型魚）
一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係） 4,218.0トン	一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係） 4,218.0トン
二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。	二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	164.4
青森県	347.7
岩手県	109.6
宮城県	63.8
秋田県	57.0
山形県	25.9
福島県	34.1
茨城県	47.9
千葉県	103.8
東京都	13.9
神奈川県	61.8
新潟県	126.5
富山県	141.4
石川県	126.7
福井県	51.9
静岡県	57.4

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	164.4
青森県	347.7
岩手県	109.6
宮城県	63.8
秋田県	57.0
山形県	25.9
福島県	34.1
茨城県	47.9
千葉県	103.8
東京都	13.9
神奈川県	61.8
新潟県	126.5
富山県	141.4
石川県	126.7
福井県	51.9
静岡県	57.4

愛知県	1.0
三重県	62.4
京都府	63.2
大阪府	1.0
兵庫県	19.4
和歌山県	57.5
鳥取県	19.9
島根県	134.1
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	127.0
徳島県	45.2
香川県	1.0
愛媛県	24.5
高知県	102.2
福岡県	17.6
佐賀県	11.9
長崎県	912.3
熊本県	36.0
大分県	14.9
宮崎県	25.1
鹿児島県	50.6
沖縄県	0.1

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	833.6
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	23.6
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	47.2

愛知県	1.0
三重県	62.4
京都府	63.2
大阪府	1.0
兵庫県	19.4
和歌山県	57.5
鳥取県	19.9
島根県	134.1
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	127.0
徳島県	45.2
香川県	1.0
愛媛県	24.5
高知県	102.2
福岡県	17.6
佐賀県	11.9
長崎県	912.3
熊本県	36.0
大分県	14.9
宮崎県	25.1
鹿児島県	50.6
沖縄県	0.1

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	833.6
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	23.6
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	47.2

第二　くろまぐろ（大型魚）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

10,142.6トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都　道　府　県	都道府県別漁獲可能量
北海道	564.6
青森県	784.1
岩手県	97.2
宮城県	86.3
秋田県	60.6
山形県	55.1
福島県	2.0
茨城県	23.0
千葉県	87.4
東京都	88.4
神奈川県	32.7
新潟県	161.2
富山県	35.8
石川県	73.0
福井県	37.6
静岡県	54.2
愛知県	2.0
三重県	52.6
京都府	50.6
大阪府	2.0
兵庫県	33.8
和歌山県	61.0
鳥取県	19.2

第二　くろまぐろ（大型魚）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

10,142.6トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都　道　府　県	都道府県別漁獲可能量
北海道	564.6
青森県	784.1
岩手県	97.2
宮城県	86.3
秋田県	60.6
山形県	55.1
福島県	2.0
茨城県	23.0
千葉県	87.4
東京都	88.4
神奈川県	32.7
新潟県	161.2
富山県	35.8
石川県	68.0
福井県	37.6
静岡県	54.2
愛知県	2.0
三重県	52.6
京都府	50.6
大阪府	2.0
兵庫県	33.8
和歌山県	61.0
鳥取県	19.2

島根県	48.3
岡山県	2.0
広島県	2.0
山口県	118.0
徳島県	20.0
香川県	2.0
愛媛県	19.1
高知県	43.5
福岡県	54.0
佐賀県	31.6
長崎県	424.2
熊本県	9.4
大分県	32.1
宮崎県	65.4
鹿児島県	35.9
沖縄県	268.0

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	3,032.1
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	2,027.2
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	75.7
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	16.0
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	1,141.1

島根県	48.3
岡山県	2.0
広島県	2.0

山口県	113.0

徳島県	20.0
香川県	2.0
愛媛県	19.1
高知県	43.5
福岡県	54.0
佐賀県	31.6
長崎県	424.2

熊本県	19.4

大分県	32.1
宮崎県	65.4
鹿児島県	35.9
沖縄県	268.0

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	3,032.1
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	2,027.2
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	75.7
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	16.0
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	1,141.1

○農林水産省告示第四十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年十二月二十二日農林水産省告示第千九百三十八号（特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように改正する。

令和八年一月十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和８管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和８年１月１日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和８年４月１日から翌年３月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一　くろまぐろ（小型魚） 一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係） 4,373.9トン 二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。	くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和８管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和８年１月１日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和８年４月１日から翌年３月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一　くろまぐろ（小型魚） 一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係） 4,373.9トン 二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、法第15条第４項の規定により関係する都道府県知事の意見を聴いた後、速やかに定めるものとする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	142.0
青森県	340.5
岩手県	90.5
宮城県	68.2
秋田県	40.2
山形県	28.3
福島県	22.9
茨城県	33.5
千葉県	81.5
東京都	25.0
神奈川県	47.7
新潟県	104.3
富山県	110.8
石川県	101.7

福井県	46.5
静岡県	41.7
愛知県	1.0
三重県	47.4
京都府	48.9
大阪府	1.0
兵庫県	22.5
和歌山県	42.5
鳥取県	19.0
島根県	107.1
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	138.6
徳島県	30.5
香川県	1.0
愛媛県	22.2
高知県	82.8
福岡県	26.9
佐賀県	19.1
長崎県	879.9
熊本県	25.2
大分県	14.1
宮崎県	28.4
鹿児島県	41.3
沖縄県	1.0

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）（略）

第二　くろまぐろ（大型魚）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

8,469.6トン

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）（略）

第二　くろまぐろ（大型魚）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

8,469.6トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	446.5
青森県	685.8
岩手県	89.1
宮城県	39.1
秋田県	49.3
山形県	27.8
福島県	2.0
茨城県	18.3
千葉県	78.6
東京都	61.2
神奈川県	28.6
新潟県	131.6
富山県	30.5
石川県	60.5
福井県	32.9
静岡県	48.1
愛知県	2.0
三重県	45.8
京都府	46.2
大阪府	2.0
兵庫県	22.5
和歌山県	54.3
鳥取県	18.2
島根県	41.5

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、法第15条第４項の規定により関係する都道府県知事の意見を聴いた後、速やかに定めるものとする。

岡山県	2.0
広島県	2.0
山口県	56.3
徳島県	21.6
香川県	2.0
愛媛県	18.1
高知県	37.0
福岡県	20.6
佐賀県	20.7
長崎県	234.7
熊本県	18.3
大分県	18.6
宮崎県	35.1
鹿児島県	30.8
沖縄県	236.5

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）（略）

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）（略）

○農林水産省告示第四十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和六年十一月二十一日農林水産省告示第二千百四十五号（特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和六年十一月十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和７管理年度（令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。	さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和７管理年度（令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。
第一・第二　（略）	第一・第二　（略）
第三　まいわし太平洋系群	第三　まいわし太平洋系群
一　（略）	一　（略）

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都　道　府　県	都道府県別漁獲可能量
北海道	29,100
（略）	（略）

三　（略）

第四～第九　（略）

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都　道　府　県	都道府県別漁獲可能量
北海道	21,100
（略）	（略）

三　（略）

第四～第九　（略）

○農林水産省告示第四十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年五月二十七日農林水産省告示第八百三十四号（特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年一月十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和７管理年度（令和７年７月１日から翌年６月末日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一　まさば及びごまさば太平洋系群 一　（略） 二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン） 都　道　府　県 ／ 都道府県別漁獲可能量 北海道 ／ 18,400 （略） ／ （略） 三　（略） 第二～第十一　（略）	まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和７管理年度（令和７年７月１日から翌年６月末日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一　まさば及びごまさば太平洋系群 一　（略） 二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン） 都　道　府　県 ／ 都道府県別漁獲可能量 北海道 ／ 17,200 （略） ／ （略） 三　（略） 第二～第十一　（略）

官　報　告

国家試験

令和８年度弁理士試験公告

弁理士法施行規則（平成12年通商産業省令第411号）第７条の規定に基づき、令和８年度弁理士試験施行について、次のとおり公告する。

令和８年１月14日　　工業所有権審議会会長　時田　隆仁

１　試験の内容　弁理士試験は筆記試験及び口述試験により行い、筆記試験に合格した者でなければ口述試験を受験することはできない。また、筆記試験は短答式及び論文式により行い、短答式による試験に合格した者でなければ論文式を受験することはできない。

なお、試験問題は弁理士法及び弁理士法施行規則の定めるところによるものとし、弁理士試験が実施される日に施行されている特許法等に関して出題する。

２　試験の期日

⑴　短答式筆記試験　令和８年５月17日（日）

⑵　論文式筆記試験　短答式筆記試験に合格した者について、令和８年６月28日（日）に必須科目を、令和８年７月26日（日）に選択科目を行う。

⑶　口述試験　令和８年10月17日（土）から令和８年10月19日（月）のうち、いずれかの日で実施する。

⑷　時間割等　短答式筆記試験、論文式筆記試験及び口述試験の時間割等については、受験者に対して別途通知する。

３　受験地※

⑴　短答式筆記試験　東京、大阪、仙台、名古屋及び福岡

⑵　論文式筆記試験　東京及び大阪

⑶　口述試験　東京

※受験地「東京」は東京都の、「大阪」は大阪市の、「仙台」は仙台市の、「名古屋」は名古屋市の、「福岡」は福岡市の、それぞれ近傍を含む。なお、詳細な試験会場については、４月中に官報で公告する。

４　合格発表

⑴　短答式筆記試験　令和８年６月８日（月）（予定）

⑵　論文式筆記試験　令和８年９月18日（金）（予定）

⑶　最終合格　令和８年11月９日（月）（予定）

５　受験手続　弁理士試験を受けようとする者は、弁理士法施行規則の定めるところにより、次の書面等を工業所有権審議会会長に提出しなければならない。

⑴　受験願書（工業所有権審議会が交付するものを用いること。）

⑵　写真（受験願書提出前６ヶ月以内に帽子を着用せず正面から単身で上半身を撮影した、縦4.5㎝×横3.5㎝（パスポート（旅券）サイズ）の大きさのものを受験願書の所定の箇所に貼付すること。）

⑶　12,000円の特許印紙（受験願書の所定の箇所に貼付すること。）

⑷　弁理士法第11条の規定により各号に定める試験の免除を受けようとする者は、同条各号に該当することを証する以下に掲げる書面

①　第11条第１号を証明する書面　弁理士試験短答式筆記試験合格通知（写し）
※令和６年度、令和７年度合格者

②　第11条第２号を証明する書面　弁理士試験論文式筆記試験科目免除資格通知（写し）
※令和６年度、令和７年度合格者

③　第11条第３号を証明する書面　弁理士試験論文式筆記試験科目免除資格通知（写し）

④　第11条第４号を証明する書面※1
・事前申請により工業所有権審議会会長から交付された弁理士試験短答式筆記試験一部科目免除資格認定通知書（写し）
・事前申請により工業所有権審議会会長から交付された弁理士試験短答式筆記試験一部科目免除資格条件付認定通知書、大学院修了証明書及び大学院成績証明書

⑤　第11条第５号を証明する書面※3
特許庁において審判又は審査の事務に従事した期間が通算して５年以上になる者であることを特許庁長官が証明する書面

⑥　第11条第６号を証明する書面※2　※3

一　弁理士法施行規則第３条の表の上欄に掲げるいずれかの科目に関する研究により学校教育法第104条に規定する修士又は博士の学位を有する者のうち、当該学位の授与に係る論文の審査に合格した者
・事前申請により工業所有権審議会会長から交付された選択科目免除資格認定通知書（写し）
・事前申請により工業所有権審議会会長から交付された選択科目免除資格仮認定通知書及び大学院修了証明書

二　弁理士法施行規則第３条の表の上欄に掲げるいずれかの科目に関する研究により学校教育法第104条第３項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者のうち、専門職大学院が修了要件として定める一定の単位を修得し、かつ、当該専門職大学院が修了要件として定める論文の審査に合格した者
・事前申請により工業所有権審議会会長から交付された選択科目免除資格認定通知書（写し）
・事前申請により工業所有権審議会会長から交付された選択科目免除資格仮認定通知書及び大学院修了証明書

三　技術士であって、弁理士法施行規則第３条の表の上欄の第１号から第５号までに掲げるいずれかの科目について弁理士試験の筆記試験に合格した者と同等以上の学識を有すると経済産業大臣が認める者
・技術士登録証明書

四　一級建築士
・一級建築士免許証（写し）（各都道府県の建築士会で原本照合を受けたものに限る。）又は一級建築士登録証明書

五　電気事業法第44条第１項に規定する第一種電気主任技術者免状又は第二種電気主任技術者免状の交付を受けている者
・第一種電気主任技術者免状（写し）又は第二種電気主任技術者免状（写し）

六　薬剤師
・薬剤師免許証（写し）

七　電気通信事業法第46条第３項の規定により電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者
・電気通信主任技術者資格者証（写し）

八　情報処理の促進に関する法律施行規則第８条第２項の規定により情報処理安全確保支援士試験の合格証書の交付を受けている者
・情報処理安全確保支援士試験合格証明書

九　情報処理の促進に関する法律施行規則第41条において読み替えて準用する同規則第８条第２項の規定により情報処理技術者試験合格証書の交付を受けている者であって、弁理士法施行規則第３条の表の上欄の第５号に掲げる科目について弁理士試験の筆記試験に合格した者と同等以上の学識を有すると経済産業大臣が認める者
・情報処理技術者試験合格証明書

十　司法試験に合格した者
・司法試験合格証明書
※司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律第２条の規定による改正前の司法試験法（昭和24年法律第140号）の規定による司法試験の第２次試験又は司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律附則第７条第１項の規定により行われる司法試験の第２次試験を受け、当該試験に合格した者については、司法試験第２次試験合格証明書
十一　司法書士
・登録事項証明書
十二　行政書士
・登録事項証明書
※１　上記④について、令和８年度弁理士試験に適用される短答式筆記試験一部科目免除資格認定申請及び短答式筆記試験一部科目免除資格条件付認定申請の締切日は、令和８年２月27日（金）とする（消印有効）。
※２　上記⑥の一及び二について、令和８年度弁理士試験に適用される選択科目免除資格認定申請及び選択科目免除資格仮認定申請の締切日は、令和８年２月27日（金）とする（消印有効）。
※３　上記⑤及び⑥の三、四、八から十二を証明する書面については、本試験公告日（令和８年１月14日（水））から願書等の受付の最終日（令和８年４月２日（木））までに発行されたものに限る。

6　受験願書の交付・請求
⑴　交付場所　令和８年３月２日（月）から令和８年３月31日（火）までの行政機関の休日に該当する日を除いた期間で、午前９時～午後５時の間に次の場所で交付する。
※については、正午～午後１時を除く。
○特許庁
〔東京都千代田区霞が関三丁目４番３号　特許庁庁舎１階〕
○日本弁理士会
〔東京都千代田区霞が関三丁目４番２号　弁理士会館〕
○北海道経済産業局地域経済部産業技術革新課知的財産室※
〔北海道札幌市北区北８条西二丁目１番１号　札幌第１合同庁舎５階〕
○東北経済産業局地域経済部産業技術革新課知的財産室※
〔宮城県仙台市青葉区本町三丁目３番１号　仙台合同庁舎Ｂ棟１階（行政情報プラザ）〕
○関東経済産業局地域経済部産業技術革新課知的財産室※
〔埼玉県さいたま市中央区新都心１番地１　さいたま新都心合同庁舎１号館10階〕
○中部経済産業局地域経済部イノベーション推進課知的財産室※
〔愛知県名古屋市中区三の丸二丁目５番２号　中部経済産業局総合庁舎４階〕
○近畿経済産業局地域経済部産業技術課知的財産室※
〔大阪府大阪市中央区大手前一丁目５番44号　大阪合同庁舎第１号館３階〕
○中国経済産業局地域経済部イノベーション推進課知的財産室※
〔広島県広島市中区上八丁堀６番30号　広島合同庁舎２号館３階〕
○四国経済産業局地域経済部地域経済課知的財産室※
〔香川県高松市サンポート３番33号　高松サンポート合同庁舎北館７階〕
○九州経済産業局地域経済部産業技術革新課知的財産室※
〔福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目11番１号　福岡合同庁舎本館１階ロビー〕
○内閣府沖縄総合事務局経済産業部地域経済課知的財産室※
〔沖縄県那覇市おもろまち二丁目１番１号　那覇第２地方合同庁舎２号館９階〕

⑵　郵送による受験願書の請求　令和８年３月２日（月）から令和８年３月19日（木）（消印有効）までの期間に、封筒の表面には「弁理士試験受験願書請求」と朱書し、郵便番号100―8915　東京都千代田区霞が関三丁目４番３号　特許庁秘書課弁理士室試験第一班あてに、返信用の封筒（角形２号（240㎜×332㎜）に受験願書の送付先を明記したもの。切手不要。）を同封し、請求すること。
⑶　インターネットによる受験願書の請求　令和８年２月２日（月）から令和８年３月19日（木）までに、特許庁ウェブサイト（https://www.jpo.go.jp/index.html）から請求すること。
なお、令和８年３月２日（月）から順次、印字した受験願書を請求者がウェブ上に登録した住所に送付する。

7　受験願書等の受付
⑴　受付方法　受験願書と同時に交付する封筒を用い、郵便番号100―8915　東京都千代田区霞が関三丁目４番３号　特許庁内　工業所有権審議会会長あて、郵便（簡易書留推奨）で送付された受験願書だけを受付ける。特許庁へ直接持参されたものは受付けしない。
⑵　受付期間　令和８年３月５日（木）から令和８年４月２日（木）まで（消印有効）の間。なお、受付開始前に送付しないこと。

8　受験案内の配布等
⑴　令和８年２月下旬までに特許庁ウェブサイトに掲載する。
⑵　令和８年３月２日（月）以降に上記「6　受験願書の交付」に掲載する交付場所で受験願書と同時に配布する。
⑶　郵送による受験願書の請求を行った者に対しては、令和８年３月２日（月）以降に受験願書と併せて返信用の封筒で送付する。

令和８年度弁理士試験に係る委員等

令和８年度弁理士試験に係る委員等について、次のとおり公告する。

令和８年１月14日　　工業所有権審議会会長　時田　隆仁

役　職	氏　名	担　当　科　目
本委員	井関　涼子	著作権法・不正競争防止法
本委員	小柳　正之	
本委員	三尾美枝子	工業所有権に関する条約
本委員	和田　雄二	特許・実用新案
臨時委員	阿部　　亨	理工Ⅴ（情報）
臨時委員	伊藤　清隆	特許・実用新案
臨時委員	今村　哲也	著作権法・不正競争防止法／法律系科目（弁理士の業務に関する法律）
臨時委員	梅野　宜崇	理工Ⅰ（機械・応用力学）
臨時委員	大江　修子	著作権法・不正競争防止法
臨時委員	杉本　有香	商標
臨時委員	砂田　祐輔	理工Ⅲ（化学）
臨時委員	副田　圭介	意匠
臨時委員	高岸　　亘	意匠
臨時委員	高橋真紀子	特許・実用新案
臨時委員	髙見　　憲	商標
臨時委員	外川　奈美	商標
臨時委員	羽賀由利子	

臨時委員	山口　裕司	工業所有権に関する条約
臨時委員	渡部　　彩	意匠
試験委員	青木　大也	著作権法・不正競争防止法
試験委員	石井　隆明	意匠
試験委員	井上　義隆	特許・実用新案
試験委員	岩谷　禎枝	商標
試験委員	内田　　剛	意匠
試験委員	打出　義尚	工業所有権に関する条約／理工Ⅰ（機械・応用力学）／理工Ⅱ（数学・物理）／理工Ⅴ（情報）
試験委員	内村　太郎	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	大友　良浩	特許・実用新案
試験委員	大橋　良成	商標
試験委員	尾曲　幸輔	意匠
試験委員	神谷　健一	特許・実用新案
試験委員	道祖土新吾	特許・実用新案／工業所有権に関する条約
試験委員	下田　正寛	特許・実用新案
試験委員	末吉　　剛	特許・実用新案
試験委員	瀬沼宗一郎	特許・実用新案
試験委員	田口　　傑	特許・実用新案
試験委員	柘植　聡人	特許・実用新案
試験委員	富永　　亘	意匠
試験委員	永井　　隆	工業所有権に関する条約
試験委員	中屋裕一郎	特許・実用新案
試験委員	新留　　豊	
試験委員	原口　美和	特許・実用新案
試験委員	藤脇　昌也	特許・実用新案
試験委員	古川　　亮	理工Ⅱ（数学・物理）
試験委員	前田　健一	商標
試験委員	松田　直也	
試験委員	真鍋　伸行	商標
試験委員	宮澤　　浩	特許・実用新案／著作権法・不正競争防止法
試験委員	宮嶋　　学	特許・実用新案
試験委員	村守　宏文	特許・実用新案
試験委員	八代田英樹	理工Ⅳ（生物）
試験委員	山村　和人	著作権法・不正競争防止法／理工Ⅲ（化学）／理工Ⅳ（生物）／法律系科目（弁理士の業務に関する法律）
試験委員	鷲尾　　透	工業所有権に関する条約

公　告

諸　事　項

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を東北農政局長に提出されたい。

令和８年１月14日

農林水産大臣　鈴木　憲和

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
山形県最上郡大蔵村大字赤松字烏川995番７ 田　19㎡ （買収時：山形県最上郡大蔵村大字赤松字烏川995番 田　８畝）	渡邊トシ子 山形県北村山郡大石田町大字大石田丁44番地	公共利用計画あり
山形県最上郡大蔵村大字清水字ウト山2610番16 公衆用道路 50㎡	法含寺 山形県最上郡大蔵村大字清水番外１番地	公共利用計画あり
山形県最上郡大蔵村大字南山字塩84番９ 用悪水路 164㎡ （買収時：山形県最上郡大蔵村大字南山字塩84番１ 田　２反９畝18歩）	早坂　吉蔵 山形県最上郡大蔵村大字清水1513番地	公共利用計画あり
岩手県奥州市前沢古城字志人沢39番 山林　1,413㎡ （買収時：岩手県胆沢郡古城村大字古城字志人沢39の内のい 山林　１反３畝12歩）	小沢　勝治 岩手県胆沢郡古城村大字古城字志戸ヶ沢10番地	
岩手県二戸市浄法寺町海上49番19 山林　311㎡ （買収時：岩手県二戸郡浄法寺町大字駒ヶ嶺字海上49番19　畑　４畝20歩）	姉帯由太郎 岩手県二戸郡浄法寺町大字駒ヶ嶺字海上１番地	
宮城県白石市大川町125番 畑　6.61㎡ （買収時：宮城県刈田郡白石町大字白石字半沢屋敷西125番 畑　２歩）	岡部　すて 宮城県刈田郡白石町大字白石字亘理町19番地	
岩手県一関市大東町猿沢字小森83番２ 山林　926㎡ （買収時：岩手県東磐井郡猿沢村字小森83番２ 山林　１反２畝19歩）	及川　大吉 岩手県東磐井郡猿沢村岩婦８番地	

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を関東農政局長に提出されたい。

令和８年１月14日

農林水産大臣　鈴木　憲和

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
栃木県那須郡那珂川町芳井字大墓平1130番 公衆用道路 1,247㎡	氏名不詳 住所不詳	
東京都日野市大坂上一丁目24番１ 畑　217㎡	氏名不詳 住所不詳	
神奈川県横浜市青葉区すみよし台７番11 畑　373㎡	氏名不詳 住所不詳	
長野県松本市大字和田字南和田3534番２ 畑　231㎡	上條今朝次　外141名 住所不詳	公共利用計画あり
静岡県富士宮市上井出字大芝2493番 山林　898㎡	氏名不詳 住所不詳	

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を中国四国農政局長に提出されたい。

令和８年１月14日

農林水産大臣　鈴木　憲和

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
島根県出雲市万田町字大平上1053番 山林　522㎡	西田村 島根県簸川郡西田村	
山口県周南市羽島一丁目2460番３ 田　33㎡	氏名不詳 住所不詳	
山口県周南市羽島一丁目2460番７ 田　2.64㎡	氏名不詳 住所不詳	
山口県周南市羽島一丁目2460番８ 田　19㎡	氏名不詳 住所不詳	現況：道路 公共利用計画あり
山口県周南市羽島一丁目2460番９ 田　2.35㎡	氏名不詳 住所不詳	
香川県高松市国分寺町新居字赤谷3786番46 用悪水路 124㎡	氏名不詳 住所不詳	
香川県高松市国分寺町新居字赤谷3791番38 公衆用道路 27㎡	氏名不詳 住所不詳	
香川県高松市国分寺町新居字赤谷3791番39 用悪水路 150㎡	氏名不詳 住所不詳	
香川県高松市国分寺町新居字赤谷3791番40 用悪水路　69㎡	氏名不詳 住所不詳	
香川県高松市国分寺町新居字赤谷3791番41 公衆用道路 41㎡	氏名不詳 住所不詳	
高知県安芸市伊尾木字洞ノ南216番２ 田　16㎡	氏名不詳 住所不詳	現況：道路 公共利用計画あり
高知県安芸市川北字芝甲213番３ 公衆用道路 3.30㎡	氏名不詳 住所不詳	現況：道路 公共利用計画あり
高知県安芸市川北字梶渕甲3033番３ 公衆用道路 3.30㎡	氏名不詳 住所不詳	現況：道路 公共利用計画あり
高知県安芸市赤野字西寄乙879番２ 田　13㎡	氏名不詳 住所不詳	現況：道路 公共利用計画あり
高知県安芸市赤野字西寄乙881番２ 田　9.91㎡	氏名不詳 住所不詳	現況：道路 公共利用計画あり
高知県室戸市羽根町字下池ノ本甲1459番２ 田　29㎡	氏名不詳 住所不詳	現況：道路 公共利用計画あり
高知県室戸市羽根町字下池ノ本甲1460番２ 田　42㎡	氏名不詳 住所不詳	現況：道路 公共利用計画あり

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を九州農政局長に提出されたい。

令和８年１月14日

農林水産大臣　鈴木　憲和

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
福岡県京都郡みやこ町豊津字上荒谷1268番２ 山林　20㎡	氏名不詳 住所不詳	
大分県豊後高田市臼野字尾鷲4515番 ため池 1,014㎡	氏名不詳 住所不詳	
宮崎県小林市野尻町三ケ野山字大萩3285番333 山林　9,185㎡	氏名不詳 住所不詳	
宮崎県東諸県郡綾町大字北俣字南割付5157番２ 公衆用道路 125㎡	氏名不詳 住所不詳	
宮崎県東諸県郡綾町大字北俣字南割付5189番２ 公衆用道路 942㎡	氏名不詳 住所不詳	
宮崎県東諸県郡綾町大字北俣字南割付5189番４ 公衆用道路 115㎡	氏名不詳 住所不詳	
宮崎県東諸県郡綾町大字北俣字南割付5189番５ 公衆用道路 3.10㎡	氏名不詳 住所不詳	

宮崎県東諸県郡綾町大字北俣字南割付5160番２ 山林　1,575㎡	氏名不詳 住所不詳	
宮崎県西諸県郡高原町大字後川内字日守10番１ 原野　812㎡	氏名不詳 住所不詳	
宮崎県西諸県郡高原町大字後川内字日守10番９ 山林　1,935㎡	氏名不詳 住所不詳	
宮崎県西諸県郡高原町大字後川内字日守10番30 山林　859㎡	氏名不詳 住所不詳	
宮崎県西諸県郡高原町大字後川内字日守10番31 山林　1,081㎡	氏名不詳 住所不詳	
宮崎県西諸県郡高原町大字後川内字日守10番37 山林　484㎡	氏名不詳 住所不詳	
宮崎県児湯郡新富町大字日置字石仏4259番３ 公衆用道路 381㎡	氏名不詳 住所不詳	

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年十月二十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

札幌市東区北二十五条東十六丁目一―三

サンライズ元町四〇三号

株式会社札幌ルィード

代表清算人　村田　英司

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

札幌市中央区北一条東三丁目二番地二　シティハウス札幌大通東四〇七号

有限会社植村質舗

清算人　植村　研一

解散公告

当法人は、令和七年十二月十九日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

秋田県北秋田市住吉町四番二三号鷹巣スポーツビル七号室

ＮＰＯ法人出会いの杜プロジェクト

清算人　北原　正敏

解散公告

当法人は、令和七年十二月二十二日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

秋田県湯沢市字中屋敷一三三番地の二

ＮＰＯ法人湯沢市農援隊

清算人　柴田　為英

解散公告

当社は、令和七年十一月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

福島県福島市鳥谷野字杉ノ内三番地の一

有限会社横須賀不動産

清算人　横須賀　洋

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

茨城県つくばみらい市絹の台二丁目二〇番地一三

有限会社東京フィッシュ

清算人　松井　誠

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

群馬県富岡市富岡一一三三番地

株式会社和香

代表清算人　髙橋　和子

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

埼玉県さいたま市岩槻区本町六丁目二番一八号

株式会社大寿

代表清算人　薮田　大輝

解散公告

当社は、令和七年八月十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

埼玉県朝霞市宮戸二丁目二番三三号

有限会社パシフィック通商

清算人　三井　薫

解散公告

当社は、令和七年十一月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

千葉県浦安市鉄鋼通り二丁目五番四号

有限会社金友鋼材

清算人　木村　茂

解散公告

当社は、令和七年十二月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

千葉県習志野市本大久保三丁目一九番五号

快空間株式会社

代表清算人　橋本　滋

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

千葉県大網白里市大網八四四ソレイユ壱番館一〇一号室

東京フラクタル株式会社

代表清算人　中村　恵子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

千葉県船橋市滝台二丁目一三番一三―四一三号

ＦＭＲエージェント合同会社

清算人　岩井　拓浩

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

東京都台東区台東三丁目三四番八号佐々木ビル三〇一

有限会社アートヴィス

清算人　櫻井　啓

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

東京都渋谷区渋谷二―一九―一五宮益坂ビルディング六〇九

株式会社Ｐｏｃｋｅｔ９ｓ

代表清算人　大島　空良

解散公告

当社は、令和七年十二月二十五日付総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

東京都中央区八丁堀四丁目二番一〇号ＡＯＪ税理士法人内

麒麟３合同会社

清算人　出澤　貴人

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

東京都中央区八丁堀四丁目二番一〇号ＡＯＪ税理士法人内

麒麟３ホールディング一般社団法人

代表清算人　出澤　貴人

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

東京都杉並区阿佐谷南一丁目一番一七号

株式会社エム・ケー・シー

代表清算人　北原　由佳

解散公告

当社は、令和七年十一月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

東京都世田谷区岡本一丁目二三番一六号

ＨａｋｕＡ札幌株式会社

代表清算人　鈴木　隆之

解散公告

当社は、令和七年十二月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

東京都国立市富士見台二丁目一九番地の六

株式会社北島工事

代表清算人　北島　紀義

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

東京都中央区銀座四丁目一四番一一号七十七銀座ビル八階

Ｘ－Ｅｌｉｏ13合同会社

清算人　ペレサグア・ペレス・ルイス・マニュエル

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

東京都中央区銀座四丁目一四番一一号七十七銀座ビル八階　ＧＡＳＪＡ８合同会社

清算人　ペレサグア・ペレス・ルイス・マニュエル

解散公告

当社は、令和七年十二月九日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

東京都渋谷区神宮前六丁目二三－四桑野ビル二Ｆ　リーンアドバタイジング株式会社

代表清算人　佐伯　知亮

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

東京都中央区日本橋人形町二丁目一番八号七〇五

株式会社ＪＳＫ

代表清算人　清田　博樹

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

東京都台東区柳橋一丁目一二番一〇－二〇一号セレナハイム浅草橋アプレドリームエコーズ合同会社

清算人　秦　嘉億

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

東京都新宿区納戸町三五番地パール明石ビル五〇一

ＮＰＯ法人バブリング

清算人　網谷　勇気

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

東京都渋谷区神山町一二番三号アーバン神山三〇二号

株式会社クルーズ・コミュニケーションズ

代表清算人　今　吏靖

解散公告

当法人は、令和七年十二月十五日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

東京都青梅市野上町四番五号藤村ビル一階

特定非営利活動法人障がい者自立支援塾

清算人　遠藤　智明

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

東京都八王子市上野町一八番地一三第七ハイツ小池二〇九号

ＫＡ合同会社

清算人　グエン　ティ　ベートオ

解散公告

当社は、令和七年十二月二十六日付総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥いたします。

令和八年一月十四日

東京都港区西新橋一丁目一番一号ＥＰコンサルティングサービス内

センチュリオン・ツー合同会社

清算人　目黒　正行

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

東京都文京区水道二丁目一七番一号

株式会社タナカ青写真

代表清算人　田中志保理

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

東京都中央区京橋二丁目一二－九寺沢ビル七階

栄泰目白不動産株式会社

代表清算人　徐　杰

解散公告

当社は、令和七年十二月十二日付会社法第三一九条第一項の規定による株主総会の書面決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

東京都中央区日本橋兜町九－一

株式会社オカネコＰＢ

代表清算人　中野　貴文

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

東京都杉並区成田東二丁目六番一七号

株式会社平田土木

代表清算人　平田　幸信

解散公告

当会社は、令和七年十二月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

東京都杉並区高円寺南四丁目三番五―二〇七号

有限会社ダブリュウ・ケイ・サービス

清算人　渡邉　忠司

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

東京都江東区森下五丁目五番四号

有限会社江東木工所

清算人　青木耕一郎

解散公告

当社は令和七年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

東京都千代田区神田和泉町一―六―一六ヤマトビル四〇五

合同会社マンホ

代表清算人　韓　希妊（ハンヒジョン）

解散公告

当社は令和七年十二月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

東京都品川区二葉一丁目六番二号

株式会社ブレインゲージ

代表清算人　廣浦　雅敏

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

東京都世田谷区若林五丁目一二番二号

中央報知機株式会社

代表清算人　鈴江　洋子

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

横浜市神奈川区六角橋六丁目一番一六号

神奈川印章株式会社

代表清算人　金子　衛

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

横浜市港北区大豆戸町四四〇番地

有限会社羽黒

清算人　前川眞由美

解散公告

当社は、令和七年十一月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

神奈川県茅ヶ崎市松が丘二丁目一一番一号

有限会社アメリカ情報通信リサーチ

清算人　中村　邦男

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

川崎市高津区溝口二丁目二番二号

有限会社鈴や食料品店

清算人　山根美佐代

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

新潟市中央区万代二丁目三番二五―五〇一号

マシマ・インターナショナル株式会社

代表清算人　森　敦夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

石川県鳳珠郡能登町字越坂一八字一八番地一

株式会社こっしゃえる

代表清算人　芳野　欽之

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

長野県北佐久郡軽井沢町長倉字横道下二一三九―一二五五

合同会社ＳＯ　ＥＶ

清算人　村井　英介

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

長野県上田市上田一六九番地一六

株式会社マイコンランド

代表清算人　柿﨑　規一

解散公告

当組合は、令和七年十二月十九日開催の総会の決議により、同日付で解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

長野県飯田市川路五五一五

龍峡酪農業協同組合

清算人　村松　康広

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

静岡県沼津市柳町六番一〇号

株式会社髙橋吉次郎建築設計事務所

代表清算人　髙橋　吉嗣

解散公告

当社は、令和七年十一月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

愛知県名古屋市東区白壁二丁目四番三〇号

株式会社しずおか設備

代表清算人　赤堀　正典

解散公告

当法人は、令和七年九月十六日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

愛知県名古屋市東区泉一丁目二―一七レジデンス泉三〇七号

特定非営利活動法人Ｗｉｔｈ　Ｍｅ

清算人　河合　眞未

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

名古屋市中村区名駅三―四―一〇アルティメイト名駅１ｓｔ二階

Ｑｕｉｔｅｅ合同会社

清算人　百瀬　孝紀

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

名古屋市天白区一つ山一丁目六六番地の一

株式会社誠報

代表清算人　寺倉　吉彦

解散公告

当社は、令和七年十二月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

三重県名張市東町一六八五番地

有限会社栢森

清算人　栢森　高志

解散公告

当社は、令和七年七月三日開催の臨時株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

三重県四日市市寺方町二〇二八番地

田中製網株式会社

代表清算人　田中　克徳

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

大阪市東成区中道四丁目一六番二一―四〇七号

百里株式会社

代表清算人　白　楊

解散公告

当社は、令和七年十二月十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

大阪市天王寺区餌差町一五番一〇グランピア真田山四〇八号室

Ｈｅｐｔａｇｒａｍ合同会社

清算人　馮　士強

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

大阪府東大阪市長田東三丁目一番三号

株式会社ＳＬ

代表清算人　片岡　孝

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

大阪府大阪市浪速区元町一丁目二―一七フクダ不動産ＮＡＭＢＡビル六階Ａ

株式会社夢奏恵ホームズ

代表清算人　荘　雁　文

解散公告

当法人は、令和七年十一月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

大阪府大阪狭山市大野台七丁目一一番一〇号

特定非営利活動法人陽だまりの里

清算人　山﨑　毅

解散公告

当社は、令和七年十二月十二日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

大阪府枚方市香里ケ丘七丁目四―二

合同会社トップキャリア

清算人　平山　忍

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

大阪府東大阪市若江西新町四丁目六番一〇―二〇二号

温良株式会社

代表清算人　陳　瑩

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

大阪府大阪市東住吉区駒川四丁目一一番一六号

有限会社駒川振興

代表清算人　名和　安将

解散公告

当社は、令和七年十二月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

大阪府大東市三箇六丁目一番二二号

財音株式会社

代表清算人　津島　伸至

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

大阪市天王寺区大道二丁目二番六号ホーユウコンフォルト天王寺東三〇二号室

合同会社三合

清算人　孫　嘉偉

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年十二月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

大阪府羽曳野市広瀬一九七番地の三

株式会社プロセス南海

代表清算人　村本　耕治

解散公告

当会社は、令和七年十二月十六日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当会社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

兵庫県たつの市新宮町光都三丁目二九番一

株式会社平福電機製作所

清算人　山本　憲豪

解散公告

当社は、令和七年九月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

岡山県岡山市南区福浜町一七番二〇号

有限会社共栄タイヤ

清算人　山﨑　朋子

解散公告

当社は、令和七年十二月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

広島市南区堀越一丁目一番一七号

ポーター株式会社

代表清算人　中村久美子

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

広島県尾道市久保二丁目一番一号

有限会社網干屋

清算人　小林　恭子

解散公告

当社は、令和七年十一月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

福岡県糟屋郡新宮町緑ケ浜一丁目二番五号

株式会社アナベルジャパン

代表清算人　原田ウルズラ

解散公告

当法人は、令和七年十一月十六日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

福岡県久留米市荘島町一七番一号

特定非営利活動法人ｃｏｃｏ　ｃｈａｎｇｅ

清算人　吉田　睦

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

北九州市門司区白野江三丁目五番三〇号

有限会社高本建設工業

清算人　高本　勲

解散公告

当社は、令和七年十一月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

福岡県豊前市大字赤熊一三五三番地二

株式会社アイファーネス

代表清算人　渡邊　有沙

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

大分県竹田市荻町恵良原七一六番地一一

かわちや薬品産業株式会社

代表清算人　本田八重子

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十一月十八日甲府地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

山梨県甲斐市菖蒲沢一七六七番地

宗教法人八幡神社

清算人　弁護士　木暮　利壱

連絡先　山梨県甲府市中央一丁目九番六号

青柳ビル三階

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年十二月十九日長野県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

長野県塩尻市大字広丘原新田二一五番地一二

塩尻市塩尻駅北土地区画整理組合

代表清算人　小口　学

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年五月二十四日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

愛知県豊橋市羽田町六二

宗教法人神習教直道大教会

清算人　佐々木若菜

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十二月十九日の大阪市保健所長の認可により、令和七年十二月十九日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

大阪市鶴見区今津南一丁目五番三七号

医療法人雲勢会

清算人　竹中　一彰

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年七月一日開催の社員総会の決議並びに大阪府知事の認可により、令和七年十二月十八日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

大阪府東大阪市御厨栄町二丁目一三番二六号

医療法人秀和会

清算人　川端　力

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年七月三日開催の社員総会の決議並びに大阪府知事の認可により、令和七年十二月十八日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

大阪府吹田市千里山東二丁目二七番一一号

医療法人松浦医院

清算人　松浦　寛

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年五月一日開催の社員総会の決議並びに兵庫県知事の認可により、令和七年十二月十九日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

兵庫県加古川市尾上町長田五一七番地の四八

医療法人社団松浦クリニック

清算人　松浦　省明

第３期決算公告　2026年１月14日

北海道函館市川汲町1395

きゅういち株式会社

代表取締役　餌取　達彦

貸借対照表の要旨（2025年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	753,263
	固定資産	250,912
	合計	1,004,175
負債及び純資産の部	流動負債	626,992
	（うち賞与引当金）	(4,183)
	固定負債	116,980
	株主資本	260,203
	資本金	30,000
	資本剰余金	209,650
	資本準備金	209,650
	利益剰余金	20,553
	その他利益剰余金	20,553
	（うち当期純損失）	(137,883)
	合計	1,004,175

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年八月一日開催の臨時社員総会の決議並びに福岡県知事の認可により、令和七年十二月十六日をもって解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

福岡市中央区警固三丁目一三番三〇―五〇一号　医療法人石田内科循環器科医院

清算人　大坪　久恒

解散公告（第一回）

当土地改良区は、令和七年十二月十七日に福岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

福岡県田川市大字伊加利一七三番地一　清算法人上伊加利土地改良区

代表清算人　長谷川義晴

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十二月十二日大分地方裁判所の解散命令確定により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

大分市大字今津留南町一一〇五の二七の二　番地　良願寺

清算人　青野　訓子

解散公告（第二回）

当法人は、高知県知事の認可により、令和七年十二月五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

高知県香美市土佐山田町百石町一丁目一二番一号　医療法人土佐楠目会

清算人　楠目　修

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年十二月十三日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十四日

群馬県高崎市箕郷町矢原九〇〇番地三　農事組合法人卜神稚蚕共同飼育組合

清算人　石川　敬一

第 38 期 決 算 公 告

2026年1月14日

東京都港区芝一丁目４番７号

ユナイテッドエンジニアリング株式会社

代表取締役　山口　裕介

貸借対照表の要旨（2025年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	15,013,751
	固定資産	10,563,225
	合計	**25,576,976**
負債及び純資産の部	流動負債	8,754,752
	固定負債	2,514,611
	株主資本	12,921,222
	資本金	450,000
	利益剰余金	12,471,222
	利益準備金	112,500
	その他利益剰余金	12,358,722
	（うち当期純利益）	(1,024,288)
	評価・換算差額等	1,386,389
	合計	**25,576,976**

第３期決算公告　2026年１月14日
東京都港区芝一丁目４番７号
ユナイテッドエンジニアリング
ホールディングス株式会社
代表取締役　山口　裕介

貸借対照表の要旨（2025年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,005,714
	固定資産	16,518,482
	合計	**17,524,197**
負債及び純資産の部	流動負債	253,272
	固定負債	820,000
	株主資本	16,450,925
	資本金	100,000
	資本剰余金	13,774,882
	利益剰余金	3,857,642
	その他利益剰余金	3,857,642
	（うち当期純利益）	(3,708,545)
	自己株式	△1,281,600
	合計	**17,524,197**

令和６年度決算公告

令和８年１月14日
本店所在地：アメリカ合衆国デラウエア州　ウィルミントン、オレンジ・ストリート1209番地

Northrop Grumman International Asia Services, Inc.
代表取締役　スティーブン　スピエゲル
代表取締役　グレゴリー　ゴールデン

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）（単位：千ＵＳ＄）

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,841	流動負債	4,617
固定資産	42	固定負債	0
		負債合計	**4,617**
		資本金	0
		利益剰余金	3,266
		（うち当期純利益）	(267)
		純資産合計	**3,266**
資産合計	**7,883**	**負債・純資産合計**	**7,883**

第 53 期 決 算 公 告

令和８年１月14日

東京都あきる野市瀬戸岡360番地１
株式会社スイーピングサービス
代表取締役　田邉　昌志

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	548,482	流動負債	204,692
固定資産	1,583,534	固定負債	955,444
繰延資産	2,349	（退職給付引当金）	(6,000)
		（役員慰労退職給与引当金）	(33,600)
		株主資本	974,229
		資本金	30,000
		利益剰余金	944,229
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	936,729
		（うち当期純利益）	(60,752)
資産合計	**2,134,366**	**負債・純資産合計**	**2,134,366**

第 64 期 決 算 公 告

2026年１月14日　　東京都江東区新木場１丁目18番10号

日 本 図 書 輸 送 株 式 会 社

代表取締役社長　横山　秀一

貸借対照表の要旨　（2025年９月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債・純資産の部	
流動資産	4,791,298	流動負債	970,196
固定資産	4,273,622	固定負債	132,177
		株主資本	7,962,546
		資本金	100,000
		資本剰余金	796,920
		資本準備金	306,000
		その他資本剰余金	490,920
		利益剰余金	7,065,626
		利益準備金	68,480
		その他利益剰余金	6,997,146
		（うち当期純利益）	（481,706）
資産合計	9,064,921	負債・純資産合計	9,064,921

第 58 期 決 算 公 告

令和７年12月15日　　東京都中央区日本橋三丁目11番２号

日本ベンダーネット株式会社

代表取締役社長　網代　政巳

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	240,282	流動負債	146,524
固定資産	193,084	負債合計	146,524
		株主資本	286,842
		資本金	93,600
		利益剰余金	193,242
		利益準備金	10,000
		その他利益剰余金	183,242
		（うち当期純損失）	（232,503）
		純資産合計	286,842
合計	433,367	合計	433,367

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和８年１月14日

記

［掲載順序］
①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社ミニミニ城北　②国土交通大臣(5)6346　③代表取締役　池西義之　④埼玉県川口市本町４丁目１番地８号　廃止した従たる事務所　埼玉県さいたま市南区南本町１丁目２番14号　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦埼玉県川口市本町４丁目１番地８号　株式会社ミニミニ城北　代表取締役　池西義之

①株式会社オープンハウスグループ　②国土交通大臣(4)7349　③代表取締役　荒井正昭　④東京都千代田区丸の内２－７－２　⑤1500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都千代田区丸の内２－７－２　株式会社オープンハウスグループ　代表取締役　荒井正昭

第６期決算公告

令和８年１月14日
東京都渋谷区桜丘町31番14号
ＳＬＡＣＫＳＨＩＢＵＹＡ901
株式会社Ｃｒａｄｌｅ
代表取締役　尾嵜　優美

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	112,651
	固定資産	2,316
	資産合計	114,968
負債及び純資産の部	流動負債	156,647
	固定負債	40,000
	株主資本	△81,679
	資本金	86,000
	資本剰余金	86,000
	利益剰余金	△253,679
	その他利益剰余金	△253,679
	（うち当期純損失）	(62,061)
	負債・純資産合計	114,968

第 53 期 決 算 公 告

2026年１月14日
東京都豊島区北大塚２丁目３番15号
株式会社ごじょいる
代表取締役　木崎　秀安

貸借対照表の要旨
（2025年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	16,108,130	流動負債	4,534,833
固定資産	58,909,696	固定負債	49,795,197
有形固定資産	41,684,165	雑収入復活引当金	885,965
無形固定資産	117,992	負債合計	54,330,031
投資その他の資産	17,107,538	株主資本	20,687,795
		資本金	100,000
		利益剰余金	20,587,795
		その他利益剰余金	20,587,795
		純資産合計	20,687,795
資産合計	75,017,827	負債・純資産合計	75,017,827

損益計算書の要旨
（自　2024年10月１日　至　2025年９月30日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	13,791,250
売上原価	3,811,787
売上総利益	9,979,462
販売費及び一般管理費	9,422,258
営業利益	557,204
営業外収益	946,931
営業外費用	66,284
経常利益	1,437,851
特別利益	1,902
特別損失	0
税引前当期純利益	1,439,753
法人税、住民税及び事業税	374,001
法人税等調整額	97,793
当期純利益	967,958

第４期決算公告

令和８年１月14日
東京都西多摩郡日の出町平井15番地10
株式会社Ｓｓｉｍａホールディングス
代表取締役　田邉　昌志

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	40,810
	固定資産	999,050
	繰延資産	1,348
	合計	1,041,208
負債及び純資産の部	流動負債	30,181
	株主資本	1,011,027
	資本金	5,000
	資本剰余金	974,050
	その他資本剰余金	974,050
	利益剰余金	31,976
	その他利益剰余金	31,976
	（うち当期純利益）	(33,636)
	合計	1,041,208

第 8 期 決 算 公 告

令和７年11月27日
東京都千代田区大手町一丁目６番１号
株式会社Ｌｅｎｔｒａｎｃｅ
代表取締役　石橋　穂隆

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,171,658	流動負債	1,230,998
固定資産	999,692	固定負債	7,751
有形固定資産	10,981	負債合計	1,238,750
無形固定資産	887,166	株主資本	1,932,600
投資その他の資産	101,544	資本金	1,250,000
		資本剰余金	1,250,000
		資本準備金	1,250,000
		利益剰余金	△567,399
		その他利益剰余金	△567,399
		純資産合計	1,932,600
資産合計	3,171,350	負債・純資産合計	3,171,350

損益計算書の要旨
（自　令和６年10月１日　至　令和７年９月30日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	567,027
売上原価	334,091
売上総利益	232,936
販売費及び一般管理費	188,960
営業利益	43,976
営業外収益	5
経常利益	43,981
特別損失	1,723
税引前当期純利益	42,257
法人税、住民税及び事業税	1,920
当期純利益	40,337

決　算　公　告

令和８年１月14日

栃木県宇都宮市下川俣町79－１

株式会社メンズアール

代表取締役　斎藤　利恵

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	5,170,994
	固定資産	995,679
	資産合計	6,166,673
負純資産債及の部び	流動負債	2,451,302
	固定負債	746,000
	株主資本	2,969,371
	資本金	2,969,371
	利益剰余金	—
	（うち当期純利益）	(—)
	負債・純資産合計	6,166,673

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年一月十四日

栃木県宇都宮市下川俣町七九－一

（甲）株式会社メンズアール

代表取締役　斎藤　利恵

東京都新宿区新宿三丁目二七番五号

ケースリービル六階

（乙）合同会社ＲＢＣ

代表社員　斎藤　利恵

第３期決算公告

2026年１月14日

東京都中央区八丁堀二丁目26番９号

ワールドインワーカー株式会社

代表取締役社長　藪ノ　賢次

貸借対照表の要旨（2025年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	42,031
	固定資産	53,188
	資産合計	95,219
負純資産債及の部び	流動負債	18,667
	（うち賞与引当金）	(3,250)
	株主資本	76,551
	資本金	65,000
	資本剰余金	60,000
	資本準備金	60,000
	利益剰余金	△ 48,448
	その他利益剰余金	△ 48,448
	（うち当期純利益）	(12,009)
	負債・純資産合計	95,219

第 65 期 決 算 公 告

令和８年１月14日

群馬県富岡市字田200番地17

富岡飯塚電気株式会社

代表取締役　今井　誠

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	102,516,363
	固定資産	219,384,178
	資産合計	321,900,541
負純資産債及の部び	流動負債	10,643,916
	固定負債	10,530,367
	株主資本	300,726,258
	資本金	40,000,000
	利益剰余金	260,726,258
	利益準備金	10,000,000
	その他利益剰余金	250,726,258
	（うち当期純利益）	(1,197,363)
	負債・純資産合計	321,900,541

資本金の額の減少公告

当会社は、資本金の額を三千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年二月二十日であり、株主総会の決議は、令和七年十二月十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月十四日

群馬県富岡市字田二〇〇番地一七

富岡飯塚電気株式会社

代表取締役　今井　誠

決　算　公　告

令和８年１月14日

東京都港区愛宕二丁目５番１号

愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー26階

インフォマティカ・ジャパン株式会社

代表取締役　小澤　泰斗

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,748,089
	固定資産	436,133
	合計	6,184,223
負純資産債及の部び	流動負債	4,989,206
	（有給休暇引当金）	(84,384)
	固定負債	43,095
	株主資本	1,151,920
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,141,920
	その他利益剰余金	1,141,920
	（うち当期純利益）	(486,784)
	合計	6,184,223

第 18 期 決 算 公 告

令和８年１月14日

東京都板橋区坂下一丁目25番16号２Ｆ

株式会社ＡＣ－Ｌｉｎｋ

代表取締役　村崎　孝一

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	12,877,228
	固定資産	5,847,908
	合計	18,725,136
負純資産債及の部び	流動負債	5,362,073
	固定負債	3,752,000
	株主資本	9,611,063
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	2,611,063
	その他利益剰余金	2,611,063
	（うち当期純利益）	(107,272)
	自己株式	△3,000,000
	合計	18,725,136

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月十五日

掲載頁　六十一頁（号外第二二九号）

左記のとおりです。

（乙）

令和八年一月十四日

東京都板橋区坂下一丁目二五番一六号二Ｆ

（甲）ＢＩＬＬＳ株式会社

代表取締役　柴田　輝隆

東京都板橋区坂下一丁目二五番一六号二Ｆ

（乙）株式会社ＡＣ－Ｌｉｎｋ

代表取締役　村崎　孝一

第 17 期 決 算 公 告

令和８年１月14日

神奈川県横浜市金沢区町屋町４番地25号

株式会社イチムラコーポレーション

代表取締役　市村　政行

貸借対照表の要旨

（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	10,606
	固定資産	112,866
	合計	123,472
負純資産債及の部び	流動負債	24,952
	固定負債	95,000
	株主資本	3,520
	資本金	7,000
	利益剰余金	△3,480
	その他利益剰余金	△3,480
	（うち当期純損失）	(81)
	合計	123,472

第 20 期決算公告

令和８年１月14日

東京都千代田区外神田五丁目１番３号

ニュー末広ビル302号

ＫＧＦ株式会社

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	30,949,919
	固定資産	11,506,234
	繰延資産	1,174,882
	合計	43,631,035
負純資産債及の部び	流動負債	69,684,831
	店舗撤退損失引当金	26,950,000
	株主資本	△26,053,796
	資本金	60,000,000
	資本剰余金	10,000,000
	資本準備金	10,000,000
	利益剰余金	△96,053,796
	その他利益剰余金	△96,053,796
	（うち当期純損失）	(27,459,513)
	合計	43,631,035

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千万円、資本準備金の額を二千万円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月十四日

東京都千代田区外神田五丁目一番三号

ニュー末広ビル三〇二号

ＫＧＦ株式会社

代表取締役　黒川　浩平

第 10 期 決 算 公 告

令和７年10月29日

名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号

住友生命名古屋ビル25階

株式会社ＴＭソリューション

代表取締役会長　三浦　次夫

貸借対照表の要旨

（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	273,784
	固定資産	4,672
	合計	278,456
負純資産債及の部び	流動負債	104,408
	固定負債	47,955
	株主資本	126,093
	資本金	37,600
	利益剰余金	88,493
	（うち当期純利益）	(15,525)
	合計	278,456

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億七千五百万円、資本準備金の額を二億七千五百万円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年十二月十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月十四日

山梨県富士吉田市新屋一六六〇番地一
株式会社はくばく富士吉田
代表取締役　長澤　重俊

令和８年１月14日
山梨県富士吉田市新屋1660番地１
株式会社はくばく富士吉田
代表取締役　長澤　重俊

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	135,321
	固定資産	998,435
	合計	1,133,756
負債及び純資産の部	流動負債	62,113
	固定負債	873,253
	株主資本	198,390
	資本金	285,000
	資本剰余金	275,000
	資本準備金	275,000
	利益剰余金	△361,610
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	△364,110
	（うち当期純利益）	(8,754)
	合計	1,133,756

第４期決算公告

令和８年１月14日

三重県伊賀市上野丸之内500番地
ハイトピア伊賀３階
株式会社伊賀市にぎわいパートナーズ
代表取締役　吉綱　利明

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	327,113
	合計	327,113
負債及び純資産の部	流動負債	323,090
	株主資本	4,022
	資本金	10,000
	利益剰余金	△5,977
	その他利益剰余金	△5,977
	（うち当期純利益）	(1,797)
	合計	327,113

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）
掲載の官報
掲載の日付　令和七年六月二十六日
掲載頁　一五一頁（号外第一四四号）

（乙）左記のとおりです。
令和八年一月十四日
大阪府八尾市南亀井町四丁目四番二四号
（甲）株式会社カントラロジ
代表取締役　荒井　健吾
広島県安芸郡海田町昭和町一番一〇号
（乙）新生物流サービス株式会社
代表取締役　荒井　健吾

第46期決算公告

令和８年１月14日

広島県安芸郡海田町昭和町１番10号
新生物流サービス株式会社
代表取締役　荒井　健吾

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	206,606
	固定資産	296,809
	合計	503,415
負債及び純資産の部	流動負債	207,535
	固定負債	355,655
	株主資本	△ 59,776
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 69,776
	利益準備金	270
	その他利益剰余金	△ 70,046
	（うち当期純損失）	(56,192)
	合計	503,415

第11期決算公告

令和７年12月16日

大阪府箕面市船場東３丁目４番17号
箕面千里ビル７階
ＫＯＴＡＩバイオテクノロジーズ株式会社
代表取締役　山下　和男

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	312,044
	固定資産	181,126
	合計	493,170
負債及び純資産の部	流動負債	175,144
	固定負債	400,000
	株主資本	△ 81,974
	資本金	15,067
	資本剰余金	11,426
	資本準備金	11,426
	利益剰余金	△ 108,467
	その他利益剰余金	△ 108,467
	（うち当期純損失）	(26,200)
	合計	493,170

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＳＴＥＰ　ＯＮ（住所大阪府東大阪市渋川町二丁目四番二五号）に対して当社の保育園事業に関する権利義務の一部を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月十四日

大阪市西区新町一丁目一〇―二―七〇八号
株式会社ＥＸＹ
代表取締役　野村　瑛莉

第10期決算公告

令和８年１月14日

大阪市西区新町一丁目10―２―708号
株式会社ＥＸＹ
代表取締役　野村　瑛莉

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	176,075
	固定資産	76,340
	合計	252,416
負債及び純資産の部	流動負債	29,025
	固定負債	234,963
	株主資本	△ 11,572
	資本金	20,000
	利益剰余金	△ 31,572
	その他利益剰余金	△ 31,572
	（うち当期純損失）	(46,019)
	合計	252,416

第44期決算公告

令和７年12月15日

福岡県大牟田市日出町３丁目２番地３
ミドリ安全有明株式会社
代表取締役　飯田　浩一

貸借対照表の要旨
（令和７年９月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	186,704
	固定資産	4,391
	資産合計	191,095
負債及び純資産の部	流動負債	150,901
	株主資本	40,194
	資本金	10,000
	利益剰余金	30,194
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	27,694
	（うち当期純利益）	(27,437)
	負債・純資産合計	191,095

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月十四日

東京都港区浜松町二丁目二番一五号
浜松町ダイヤビル二Ｆ
（甲）株式会社Ｒｏｏｔ４
代表取締役　府内　友洋
神奈川県横浜市港北区綱島西一丁目一―一二
（乙）合同会社Ｂ　Ｌｉｎｋ
代表社員　府内　友洋

第４期決算公告

令和８年１月14日

東京都港区浜松町二丁目２番15号
浜松町ダイヤビル２Ｆ
株式会社Ｒｏｏｔ４
代表取締役　府内　友洋

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	44,271
	固定資産	5,410
	合計	49,681
負債及び純資産の部	流動負債	14,526
	固定負債	7,549
	株主資本	27,606
	資本金	100
	利益剰余金	27,506
	その他利益剰余金	27,506
	（うち当期純利益）	(11,580)
	合計	49,681

第１期決算公告

2025年10月30日

京都市西京区御陵大原１番地49
一般財団法人ＰＦサイエンス
代表理事　佐藤　健司

貸借対照表の要旨
（2025年７月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,482,533
	固定資産	0
	合計	3,482,533
負味財及産び正部	流動負債	165,210
	固定負債	0
	負債合計	165,210
	指定正味財産	0
	一般正味財産	3,317,323
	正味財産合計	3,317,323
	合計	3,482,533

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）左記のとおりです。

令和八年一月十四日

山形市芳野一六

（甲）代表取締役　細川　博之　山形市花楯二丁目一四番六〇号　東北商事株式会社

（乙）代表取締役　細川　博之　山形市芳野16　山形パック株式会社

第11期決算公告

令和８年１月14日

山形市芳野16

東北商事株式会社

代表取締役　細川　博之

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	36,621
	固定資産	405,146
	合計	441,768
負純資産及の び部	流動負債	78,944
	固定負債	253,498
	株主資本	109,325
	資本金	19,000
	資本剰余金	16,900
	利益剰余金	73,425
	その他利益剰余金	73,425
	（うち当期純利益）	（△4,083）
	合計	441,768

第46期決算公告

令和８年１月14日

山形市花楯二丁目14番60号

山形パック株式会社

代表取締役　細川　博之

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	129,996
	固定資産	123,621
	合計	253,618
負純資産及の び部	流動負債	34,969
	株主資本	218,649
	資本金	10,000
	利益剰余金	208,649
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	206,149
	（うち当期純利益）	（3,537）
	合計	253,618

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億九千九百五十万五千円、資本準備金の額を七億四十九万五千円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年十一月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月十四日

東京都千代田区神田美土代町七番地七

株式会社ＴＫグループホールディングス

代表取締役　髙橋　弘

第１期決算公告

令和８年１月14日

東京都千代田区神田美土代町７番地７

株式会社ＴＫグループホールディングス

代表取締役　髙橋　弘

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	366	流動負債	47
固定資産	2,299	固定負債	1,250
投資その他の資産	2,299	負債合計	1,297
		株主資本	1,368
		資本金	700
		資本剰余金	700
		資本準備金	700
		利益剰余金	△32
		その他利益剰余金	△32
		純資産合計	1,368
資産合計	2,665	負債・純資産合計	2,665

損益計算書の要旨

（自　令和７年８月19日　至　令和７年９月30日）

（単位：百万円）

科目	金額
販売費及び一般管理費	32
営業損失	32
営業外費用	0
経常損失	32
税引前当期純損失	32
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	32

合併公告

左記法人は、合併して甲は乙の権利義務全部を継承して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、両法人の最終会計年度に係る貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月十四日

新潟県新潟市秋葉区中新田五一二番地一

（甲）社会福祉法人中蒲原福祉会　理事長　貝沼　利弘　新潟県新潟市江南区亀田向陽二丁目六番一号

（乙）社会福祉法人中新田福祉会　理事長　鈴木　熊雄

甲の貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,211,884
	固定資産	5,542,751
	基本財産	4,273,067
	その他の固定資産	1,269,684
	合計	8,754,635
負純資産及の び部	流動負債	424,713
	固定負債	1,006,718
	基本金	34,000
	国庫補助金等特別積立金	1,142,482
	その他の積立金	492,400
	次期繰越活動増減差額	5,654,322
	（うち当期活動増減差額）	（241,393）
	合計	8,754,635

乙の貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	43,089
	固定資産	253,213
	基本財産	171,060
	その他の固定資産	82,153
	合計	296,302
負純資産及の び部	流動負債	25,110
	固定負債	0
	基本金	4,000
	国庫補助金等特別積立金	122,457
	その他の積立金	54,300
	次期繰越活動増減差額	90,435
	（うち当期活動増減差額）	（9,568）
	合計	296,302

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月十四日

東京都江東区住吉二丁目六番七号網代ビル二Ｆ

（甲）株式会社ＤｅＣｏＡ　ＦｉＴ　代表取締役　岩谷　達磨　東京都渋谷区神宮前六丁目二三番四号桑野ビル二階

（乙）株式会社アンプレフィット　代表取締役　加藤　貴大

第５期決算公告

令和８年１月14日

東京都江東区住吉二丁目６番７号網代ビル２Ｆ

株式会社ＤｅＣｏＡ　ＦｉＴ

代表取締役　岩谷　達磨

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	8,396
	固定資産	4,152
	繰延資産	819
	合計	13,368
負純資産及の び部	流動負債	3,568
	固定負債	5,418
	株主資本	4,382
	資本金	4,500
	利益剰余金	△117
	その他利益剰余金	△117
	（うち当期純利益）	（406）
	合計	13,368

第３期決算公告

令和８年１月14日

東京都渋谷区神宮前六丁目23番４号桑野ビル２階

株式会社アンプレフィット

代表取締役　加藤　貴大

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	944
	固定資産	2,549
	繰延資産	201
	合計	3,695
負純資産及の び部	流動負債	9,995
	固定負債	5,055
	株主資本	△11,355
	資本金	1,000
	利益剰余金	△12,355
	その他利益剰余金	△12,355
	（うち当期純損失）	（2,650）
	合計	3,695

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月十四日

静岡県沼津市江原町一五番一号

（甲）株式会社セント・リングス

代表取締役　永嶋　修一

静岡県沼津市江原町一五番一号

（乙）オーガストレコード株式会社

代表取締役　永嶋　修一

第32期決算公告　令和８年１月14日

静岡県沼津市江原町15番１号

株式会社セント・リングス

代表取締役　永嶋　修一

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	383,692
	固定資産	582,099
	繰延資産	1,466
	合計	967,257
負純資債及産のび部	流動負債	237,586
	固定負債	1,156,068
	株主資本	△426,396
	資本金	20,000
	資本剰余金	10,567
	資本準備金	10,567
	利益剰余金	△456,964
	繰越利益剰余金	△456,964
	（うち当期純利益）	(2,025)
	合計	967,257

第17期決算公告　令和８年１月14日

静岡県沼津市江原町15番１号

オーガストレコード株式会社

代表取締役　永嶋　修一

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	109
	合計	109
負純資債及産のび部	流動負債	18,370
	固定負債	22,500
	株主資本	△40,761
	資本金	10,000
	利益剰余金	△50,761
	繰越利益剰余金	△50,761
	（うち当期純損失）	(37)
	合計	109

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年二月十五日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十二月十五日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月十四日

兵庫県宍粟市山崎町千本屋213番地

（甲）株式会社長田ＧＨ

代表取締役　長田　博

兵庫県宍粟市一宮町横山389番地の１

（乙）株式会社長田一宮

代表取締役　長田伊知朗

決　算　公　告　令和８年１月14日

兵庫県宍粟市山崎町千本屋213番地

株式会社長田ＧＨ

代表取締役　長田　博

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	305,220
	固定資産	4,806,781
	合計	5,112,001
負純資債及産のび部	流動負債	2,415,314
	固定負債	2,066,676
	退職給付引当金	10,600
	株主資本	630,010
	資本金	25,000
	利益剰余金	605,010
	利益準備金	6,250
	その他利益剰余金	598,760
	（うち当期純利益）	(244,794)
	合計	5,112,001

決　算　公　告　令和８年１月14日

兵庫県宍粟市一宮町横山389番地の１

株式会社長田一宮

代表取締役　長田伊知朗

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	31,691
	固定資産	10,209
	合計	41,900
負純資債及産のび部	流動負債	4,711
	株主資本	37,189
	資本金	12,000
	剰余金	25,189
	（うち当期純損失）	(1,432)
	合計	41,900

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月十四日

福岡県久留米市日吉町一二番地三五

（甲）株式会社九州中央観光

代表取締役　池上　功利

福岡県久留米市日吉町一二番地三五

（乙）株式会社プランニングＢ

代表取締役　池上　功利

第35期決算公告

令和８年１月14日

福岡県久留米市日吉町12番地35

株式会社九州中央観光

（旧商号　有限会社九州中央観光）

代表取締役　池上　功利

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	13,783
	固定資産	94,535
	合計	108,319
負純資債及産のび部	流動負債	129,324
	株主資本	△21,004
	資本金	5,000
	利益剰余金	△26,004
	その他利益剰余金	△26,004
	（うち当期純損失）	(7,294)
	合計	108,319

第15期決算公告

令和８年１月14日

福岡県久留米市日吉町12番地35

株式会社プランニングＢ

代表取締役　池上　功利

貸借対照表の要旨

（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	35,565
	固定資産	238
	合計	35,804
負純資債及産のび部	流動負債	24,181
	株主資本	11,622
	資本金	100
	利益剰余金	11,522
	その他利益剰余金	11,522
	（うち当期純損失）	(124)
	合計	35,804

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月十四日

千葉県四街道市和良比二五一番地三アルカディア四街道一階

（甲）株式会社ＥＡＲＴＨ　ＷＯＲＫＳ

代表取締役　木村　学

東京都葛飾区東金町一丁目一八―六斉藤ホワイトビル三階

（乙）株式会社ＰｌａｃｅＬａｂ

代表取締役　木村　学

第13期決算公告　令和８年１月14日

千葉県四街道市和良比251番地３

アルカディア四街道１階

株式会社ＥＡＲＴＨ　ＷＯＲＫＳ

代表取締役　木村　学

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	7,332
	固定資産	1,745
	繰延資産	3,383
	資産合計	12,461
負純資債及産のび部	流動負債	5,412
	固定負債	1,647
	株主資本	5,402
	資本金	4,000
	利益剰余金	1,402
	その他利益剰余金	1,402
	（うち当期純利益）	(3,576)
	負債・純資産合計	12,461

第１期決算公告

令和８年１月14日

東京都葛飾区東金町一丁目18－６

斉藤ホワイトビル３階

株式会社ＰｌａｃｅＬａｂ

代表取締役　木村　学

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,495
	資産合計	3,495
負純資債及産のび部	流動負債	344
	固定負債	1,291
	株主資本	1,859
	資本金	1,500
	利益剰余金	359
	その他利益剰余金	359
	（うち当期純利益）	(359)
	負債・純資産合計	3,495

決　算　公　告

令和８年１月14日

静岡県浜松市中央区上島二丁目14番11号

加藤商事株式会社

代表取締役　加藤　之晴

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	78,673,491
	固定資産	43,275,083
	合計	121,948,574
負債及び純資産の部	流動負債	1,334,523
	固定負債	28,733,478
	株主資本	91,880,573
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	81,880,573
	利益準備金	1,000,000
	任意積立金	11,500,000
	繰越利益剰余金	69,380,573
	（うち当期純損失）	(3,638,990)
	合計	121,948,574

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年一月十四日

静岡県浜松市中央区上島二丁目一四番一一号　加藤商事株式会社　代表取締役　加藤　之晴

静岡県浜松市中央区上島二丁目一四番一一号　有限会社加藤　代表取締役　加藤　之晴

第６期決算公告

令和７年12月15日

群馬県高崎市上大類町767番地２

ＴＡＫＥＵＣＨＩグループ株式会社

代表取締役　野村　邦男

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	108,657
	固定資産	4,420,808
	合計	4,529,465
負債及び純資産の部	流動負債	23,451
	固定負債	1,747,690
	株主資本	2,758,324
	資本金	50,020
	資本剰余金	2,702,925
	その他資本剰余金	2,702,925
	利益剰余金	5,379
	利益準備金	500
	その他利益剰余金	4,879
	（うち当期純利益）	(3,478)
	合計	4,529,465

第 35 期 決 算 公 告

令和８年１月14日

鳥取県米子市河崎1008番地１

株式会社カンダ技工

代表取締役　中山　哉

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	75,359
	固定資産	34,979
	合計	110,338
負債及び純資産の部	流動負債	46,338
	固定負債	50,412
	株主資本	13,587
	資本金	500
	利益剰余金	13,087
	その他利益剰余金	13,087
	（うち当期純利益）	(2,818)
	合計	110,338

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和八年一月十四日

鳥取県米子市河崎一〇〇八番地一　株式会社カンダ技工　代表取締役　中山　哉

鳥取県境港市昭和町一二番地三一　株式会社オーク昭和町工場　代表取締役　中山　哉

第 40 期決算公告

令和７年６月25日

千葉県白井市中305番地１

フクダ電子技術サービス株式会社

代表取締役　中島　伸介

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	839,046
	固定資産	4,296
	資産合計	843,342
負債純資産の部	流動負債	262,869
	賞与引当金	44,891
	その他	217,978
	株主資本	580,473
	資本金	30,000
	利益剰余金	550,473
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	542,973
	（うち当期純利益）	(16,915)
	負債・純資産合計	843,342

第 40 期 決 算 公 告

令和８年１月14日　　東京都港区港南二丁目16番３号

日本マイクロソフト株式会社

代表取締役社長　津坂　美樹

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：億円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,395	流動負債	9,316
固定資産	5,949	賞与引当金	67
有形固定資産	5,441	その他	9,249
投資その他の資産	508	固定負債	3,249
		退職給付引当金	90
		その他	3,158
		負債合計	12,565
		株主資本	1,780
		資本金	5
		資本剰余金	4
		資本準備金	4
		利益剰余金	1,771
		利益準備金	1
		その他利益剰余金	1,770
		純資産合計	1,780
資産合計	14,345	負債・純資産合計	14,345

損益計算書の要旨（自　令和６年７月１日　至　令和７年６月30日）（単位：億円）

科目	金額	科目	金額
売上高	15,101	経常利益	705
売上原価	11,652	特別利益	318
売上総利益	3,449	税引前当期純利益	1,023
販売費及び一般管理費	2,725	法人税、住民税及び事業税	332
営業利益	724	法人税等調整額	△ 30
営業外収益	102	当期純利益	721
営業外費用	122		

第　８　期　決　算　公　告

令和８年１月14日

東京都渋谷区道玄坂二丁目25番12号道玄坂通６階

株式会社ＴＯＲＩＨＡＤＡ

代表取締役　若井　映亮

貸借対照表の要旨　（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	952,032	流動負債	375,296
固定資産	302,186	賞与引当金	200
		固定負債	838,750
		株主資本	40,172
		資本金	10,000
		資本剰余金	552,473
		資本準備金	402,473
		その他資本剰余金	150,000
		利益剰余金	△522,301
		その他利益剰余金	△522,301
		（うち当期純損失）	(522,301)
資産合計	1,254,219	負債・純資産合計	1,254,219

第　15　期　決　算　公　告

令和８年１月14日

京都府相楽郡精華町精華台七丁目５番地１

CONNEXX　SYSTEMS株式会社

代表取締役　塚本　壽

貸借対照表の要旨　（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	414,011	流動負債	643,851
固定資産	50,557	賞与引当金	20,625
		製品保証引当金	13,718
		固定負債	72,001
		株主資本	△251,282
		資本金	100,000
		資本剰余金	717,630
		資本準備金	717,630
		利益剰余金	△1,068,912
		その他利益剰余金	△1,068,912
		（うち当期純損失）	(313,815)
資産合計	464,569	負債・純資産合計	464,569

第６期決算公告

令和８年１月14日
東京都新宿区西新宿一丁目20番３号
西新宿高木ビル７Ｆ－８Ｆ
ＢＤアグリカルチャー・ジャパン株式会社
代表取締役　ヤン・ホフステード

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	38,945
	固定資産	16
	資産合計	38,962
負債及び純資産の部	流動負債	34,172
	賞与引当金	1,545
	その他	32,627
	株主資本	4,790
	資本金	5,000
	利益剰余金	△209
	その他利益剰余金	△209
	（うち当期純利益）	(1,378)
	負債・純資産合計	38,962

第10期決算公告

令和８年１月14日
埼玉県志木市柏町六丁目29番57号
株式会社ぷりえ
代表取締役　佐藤　康治

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	187,844
	固定資産	30,285
	合計	218,129
負債及び純資産の部	流動負債	27,063
	固定負債	15,701
	株主資本	175,364
	資本金	42,000
	利益剰余金	133,364
	その他利益剰余金	133,364
	（うち当期純利益）	(9,473)
	合計	218,129

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三二〇〇万円減少し一〇〇〇万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年二月二十一日であり、株主総会の決議は、令和七年十二月十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月十四日
埼玉県志木市柏町六丁目二九番五七号
株式会社ぷりえ
代表取締役　佐藤　康治

第42期決算公告

令和８年１月14日
東京都千代田区丸の内一丁目８番１号
丸の内トラストタワーＮ館
株式会社日本マネジメント・アドバイザリー・カンパニー
代表取締役　首藤　秀司

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,434,914
	固定資産	2,078,372
	合計	3,513,287
負債及び純資産の部	流動負債	551
	固定負債	163
	株主資本	3,512,572
	資本金	10,000
	利益剰余金	3,502,572
	その他利益剰余金	3,502,572
	（うち当期純利益）	(506,216)
	合計	3,513,287

第29期決算公告

令和８年１月14日
大阪市都島区都島本通３丁目７番15号
株式会社サンマック
代表取締役　藤木　久美

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	106,944
	固定資産	9,276
	資産合計	116,220
負債及び純資産の部	流動負債	30,921
	固定負債	30,170
	負債合計	61,091
	株主資本	55,129
	資本金	19,000
	利益剰余金	36,129
	利益準備金	5,250
	その他利益剰余金	30,879
	（うち当期純利益）	(1,959)
	純資産合計	55,129
	負債・純資産合計	116,220

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百万円減少し一千万円とし、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月十四日
大阪市都島区都島本通三丁目七番一五号
株式会社サンマック
代表取締役　藤木　久美

第７期決算公告

令和８年１月14日
東京都港区南青山六丁目10番12号
株式会社フェイス・プロパティー
代表取締役　中西　正人

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	392,344
	固定資産	234
	合計	392,579
負債及び純資産の部	流動負債	1,253,715
	固定負債	0
	株主資本	△861,135
	資本金	10,000
	利益剰余金	△871,135
	その他利益剰余金	△871,135
	（うち当期純損失）	(3,672)
	合計	392,579

第71期決算公告

令和８年１月14日
東京都台東区西浅草一丁目４番２号
株式会社萬藤
代表取締役　蔀　浩之

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	999
	固定資産	1,119
	合計	2,119
負債及び純資産の部	流動負債	64
	株主資本	2,054
	資本金	10
	利益剰余金	2,061
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	2,059
	（うち当期純損失）	(22)
	自己株式	△17
	合計	2,119

第45期決算公告

令和８年１月14日

熊本県熊本市北区植木町植木133番地の１

株式会社ロッキー

代表取締役　竹下　慎一

貸借対照表の要旨
（令和７年２月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,019,984
	固定資産	4,618,540
	繰延資産	932
	合計	7,639,458
負債及び純資産の部	流動負債	3,203,103
	固定負債	2,183,690
	負債の部合計	5,386,793
	株主資本	2,252,664
	資本金	50,000
	資本剰余金	199,494
	資本準備金	20,000
	その他資本剰余金	179,494
	利益剰余金	2,003,169
	利益準備金	7,435
	その他利益剰余金	1,995,734
	（うち当期純利益）	(381,968)
	純資産の部合計	2,252,664
	合計	7,639,458

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）下記のとおりです。

令和八年一月十四日
熊本県熊本市北区植木町植木一三三番地の一
（甲）株式会社ロッキー
代表取締役　竹下　慎一
熊本県上益城郡益城町福富一一〇七番地
（乙）株式会社アールリカー
代表取締役　竹下　光伸

第30期決算公告

令和８年１月14日
熊本県上益城郡益城町福富1107番地
株式会社アールリカー
代表取締役　竹下　光伸

貸借対照表の要旨
（令和７年２月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	234,023
	固定資産	22,932
	合計	256,956
負債及び純資産の部	流動負債	181,642
	株主資本	75,314
	資本金	50,000
	利益剰余金	25,314
	利益準備金	530
	その他利益剰余金	24,784
	（うち当期純損失）	(26,345)
	合計	256,956

第40期決算公告

令和８年１月14日
東京都文京区関口一丁目35番17号
山水ビル４Ｆ

株式会社マガジンボックス
代表取締役　若狭　　衆

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	638,236
	固定資産	495,681
	資産合計	1,133,918
負純資産の及び部	流動負債	31,241
	負債合計	31,241
	株主資本	1,102,676
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,092,676
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	1,090,176
	（うち当期純損失）	(57,585)
	純資産合計	1,102,676
	負債・純資産合計	1,133,918

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することについたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、翌日から一箇月以内にお申し出下さい。最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年一月十四日
東京都文京区関口一丁目35番17号
山水ビル４Ｆ
（甲）株式会社マガジンボックス
代表取締役　若狭　　衆
東京都文京区関口一丁目35番17号
山水ビル４Ｆ
（乙）株式会社クリーン企画
代表取締役　若狭　　衆
東京都文京区関口一丁目35番17号
山水ビル４Ｆ
（丙）株式会社全商
代表取締役　若狭　　衆

第42期決算公告

令和８年１月14日
横浜市磯子区洋光台三丁目21番17号

菱和工業株式会社
代表取締役　大村　裕司

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	147,251
	固定資産	273,998
	合計	421,249
負純資産の及び部	流動負債	43,506
	固定負債	300,863
	株主資本	76,880
	資本金	70,000
	利益剰余金	6,880
	その他利益剰余金	6,880
	（うち当期純利益）	(1,131)
	合計	421,249

第39期決算公告

令和８年１月14日
東京都文京区関口一丁目35番17号
山水ビル４Ｆ

株式会社全商
代表取締役　若狭　　衆

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	14,763
	固定資産	46
	資産合計	14,810
負純資産の及び部	流動負債	2,540
	負債合計	2,540
	株主資本	12,270
	資本金	10,000
	利益剰余金	2,270
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	△229
	（うち当期純損失）	(3,278)
	純資産合計	12,270
	負債・純資産合計	14,810

第46期決算公告

令和８年１月14日
東京都文京区関口一丁目35番17号
山水ビル４Ｆ

株式会社クリーン企画
代表取締役　若狭　　衆

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	15,065
	固定資産	142
	資産合計	15,208
負純資産の及び部	流動負債	15,463
	負債合計	15,463
	株主資本	△254
	資本金	10,000
	利益剰余金	△10,254
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	△12,754
	（うち当期純利益）	(2,419)
	純資産合計	△254
	負債・純資産合計	15,208

第62期決算公告

令和８年１月14日
新潟県長岡市花園１丁目５番14号

株式会社北越書館
代表取締役　覚張　良郎

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	192,114
	固定資産	145,755
	合計	337,870
負純資産の及び部	流動負債	159,596
	固定負債	41,020
	株主資本	137,253
	資本金	40,000
	資本剰余金	61
	その他資本剰余金	61
	利益剰余金	97,192
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	87,192
	（うち当期純利益）	(19,146)
	合計	337,870

第45期決算公告

令和８年１月14日

富山県高岡市早川70番地

三協テック株式会社

代表取締役　中島　征宏

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	11,619,408
	固定資産	1,488,116
	資産合計	13,107,525
負債及び純資産の部	流動負債	9,384,358
	（賞与引当金）	(19,347)
	固定負債	84,680
	（退職給付引当金）	(25,343)
	株主資本	3,583,325
	資本金	50,000
	資本剰余金	1,181,285
	資本準備金	1,947
	その他資本剰余金	1,179,338
	利益剰余金	2,352,040
	利益準備金	900
	その他利益剰余金	2,351,140
	（うち当期純利益）	(378,750)
	評価・換算差額等	55,162
	その他有価証券評価差額金	55,162
	負債・純資産合計	13,107,525

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、両社の最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年一月十四日
富山県高岡市早川七〇番地
（甲）三協テック株式会社
（法人番号　8230001010570）
代表取締役　中島　征宏
富山県射水市布目沢七一〇番地七
（乙）株式会社エスケーシー
（法人番号　7230001012691）
代表取締役　江渕　浩一

第55期決算公告

令和８年１月14日
富山県射水市布目沢710番地７

株式会社エスケーシー
代表取締役　江渕　浩一

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	235,135
	固定資産	145,234
	合計	380,369
負純資産の及び部	流動負債	197,015
	（賞与引当金）	(13,302)
	固定負債	49,179
	（退職給付引当金）	(17,186)
	株主資本	134,175
	資本金	71,000
	利益剰余金	63,175
	利益準備金	17,750
	その他利益剰余金	45,425
	（うち当期純利益）	(11,264)
	合計	380,369

第6期決算公告

令和７年12月22日
京都市上京区河原町通今出川下ル梶井町448番地５

リバーセル株式会社
代表取締役　梶川　益紀

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	80,314
	固定資産	17,925
	合計	98,239
負純資産の及び部	流動負債	14,089
	固定負債	16,366
	株主資本	67,783
	資本金	80,000
	資本剰余金	236,845
	資本準備金	236,845
	利益剰余金	△249,061
	その他利益剰余金	△249,061
	（うち当期純損失）	(93,890)
	合計	98,239

第40期決算公告

令和７年12月22日
兵庫県芦屋市船戸町４番１―502号

芦屋都市管理株式会社
代表取締役　北川加津美

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	289,907
	固定資産	654,843
	合計	944,750
負純資産の及び部	流動負債	66,865
	固定負債	529,252
	株主資本	348,633
	資本金	60,000
	利益剰余金	288,633
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	273,633
	（うち当期純利益）	(6,895)
	合計	944,750